

「福岡市景観計画」(案)

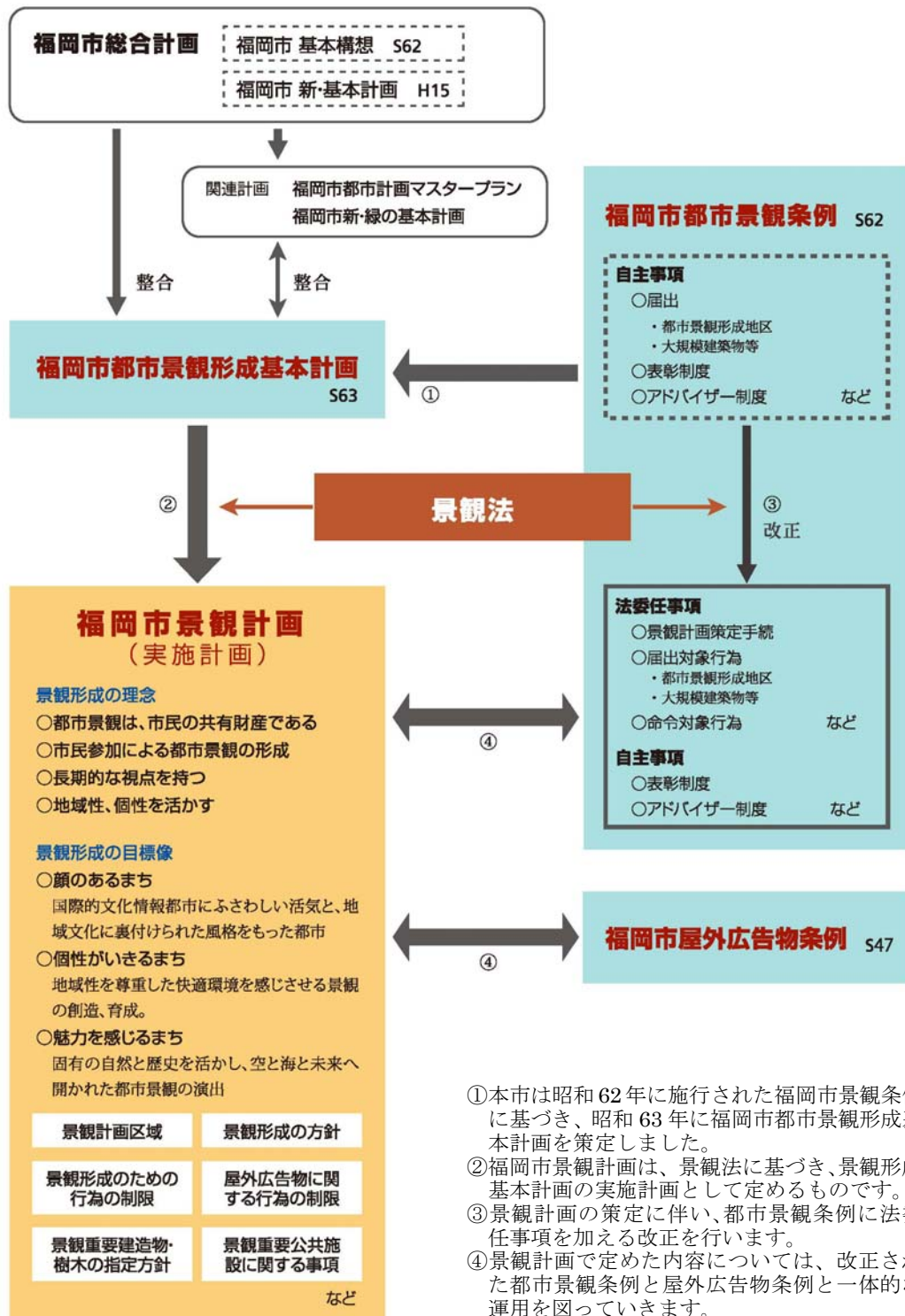


目次.....	0-1
序章 景観形成の考え方	
他計画との連携.....	0-2
第1節 景観計画の位置付け.....	0-3
第2節 景観形成の考え方.....	0-4
第1章 景観計画の区域.....	1-1
第2章 良好な景観の形成に関する方針	
第1節 景観形成の基本方針.....	2-1
第2節 地域特性を活かした景観形成方針.....	2-3
第3章 大規模建築物等に関する事項	
第1節 届出対象行為.....	3-1
第2節 大規模建築物等に関する行為の制限.....	3-2
第3節 色彩に関する景観形成基準.....	3-6
第4章 都市景観形成地区に関する事項	
第1節 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針.....	4-1
第2節 届出対象行為.....	4-3
第3節 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限.....	4-4
第5章 景観資源の保全・創出に関する事項	
第1節 景観重要建造物.....	5-1
第2節 景観重要樹木.....	5-2
第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項.....	6-1
第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項.....	7-1

序章 景観形成の考え方

■他計画との連携

本計画を策定するにあたっては、福岡市総合計画や福岡市都市計画マスタープラン等との整合を図り、改めて福岡市新・緑の基本計画等の関係計画や、建築物あるいは屋外広告物等に関わる各種制度との連携を行っていくこととしています。これにより横断的な福岡市の都市景観施策を推進し、これまで以上に福岡の魅力を高め、都市の活力を維持していくことができるものと考えます。



- ①本市は昭和62年に施行された福岡市景観条例に基づき、昭和63年に福岡市都市景観形成基本計画を策定しました。
- ②福岡市景観計画は、景観法に基づき、景観形成基本計画の実施計画として定めるものです。
- ③景観計画の策定に伴い、都市景観条例に法委任事項を加える改正を行います。
- ④景観計画で定めた内容については、改正された都市景観条例と屋外広告物条例と一体的な運用を図っていきます。

第1節 景観計画の位置づけ

1. 本計画の位置づけ

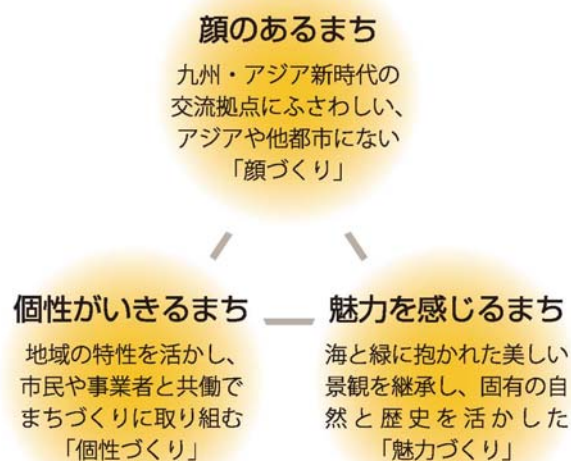
本計画は、都市景観形成基本計画を上位計画とし、その目指すべき都市像や基本目標の実現に向けた、良好な景観形成のための方針、基準を示すものとして位置づけます。このため、景観形成の理念と目標像は都市景観形成基本計画と同様に下記のとおり定めます。

■ 景観形成の理念

理念1	都市景観は、市民の共有財産である
理念2	市民参加による都市景観の形成
理念3	長期的な視点をもつ
理念4	地域性、個性を活かす

■ 景観形成の目標像

福岡市の景観特性を踏まえて、市民はもとより来訪者にとって、魅力と心地よさが感じられる、大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した福岡らしい都市景観の形成を目指します。



第2節 景観形成の考え方

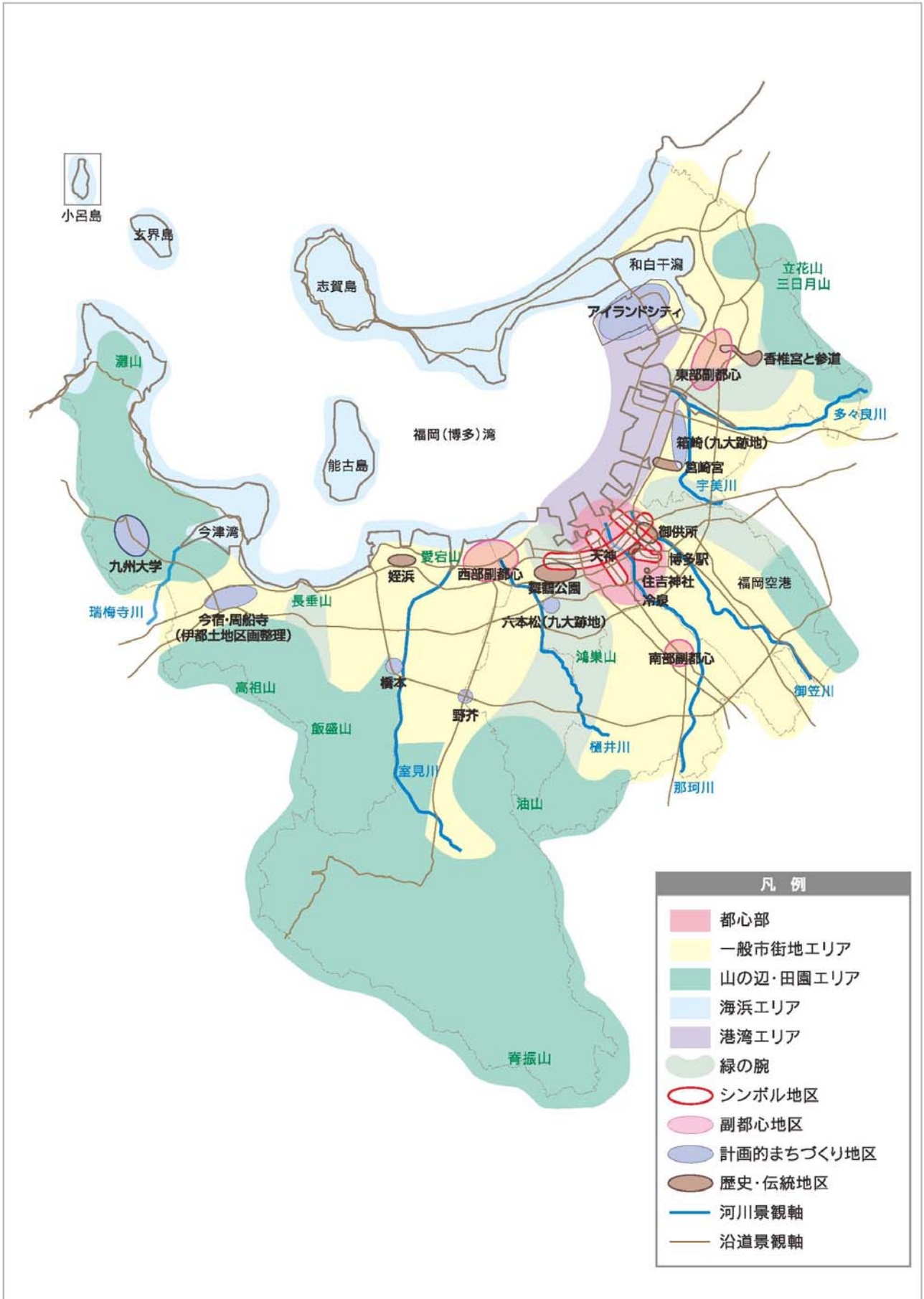
本市は脊振山系の山並みや博多湾等の自然景観、都市の顔である中心市街地あるいは海からの玄関口である港湾部の都市的景観等、多様な景観を有しています。

福岡市総合計画における基本的な考え方や福岡市都市計画マスタープランにおける将来の都市構造を基にした市域のゾーニングと照合しながら、他の関係計画等との連携を考慮しつつ、全市の景観形成を次のように考えます。

表 0-1 景観形成の考え方

	考え方
都心部	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な機能や施設が高度に集積し、九州・アジアの交流拠点都市にふさわしい活力にあふれた福岡市全体の顔となるような景観形成を図ります。 ○福岡を訪れた人の記憶に残るような象徴的な景観づくりを進めるとともに、広域からの来街者の玄関口にふさわしい、来街者をもてなす景観形成を図ります。 ○都心部にちりばめられた歴史・文化資源や活力あるメインストリート、河川、緑や花など多様な景観要素を育て、都心部全体の魅力を高めるとともに、これらをつなぐ歩いて楽しい回遊空間の景観形成を図ります。
一般市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の自然環境やまちなみに配慮するとともに、地域の特性を活かし、市民と共働して緑豊かでゆとりある景観形成を図ります。
山の辺・田園エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の背景としての緑の保全や山並み、田園地帯の眺望の確保に努めるとともに、一部の区域では自然環境のキャパシティに留意しつつ、レクリエーションの場としても自然と調和した景観形成を図ります。
海浜エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海や海岸線の緑を守り、海への眺望に配慮した広がりのある景観の保全に努めるとともに海浜レクリエーション施設やリゾート施設においては、自然と調和した景観形成を図ります。
港湾エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地や博多港の自然環境と調和した港の景観形成を図ります。
緑の腕	<ul style="list-style-type: none"> ○保全緑地や風致地区等が多い優れた環境を保全しながら、市民の共働により新たな緑地等を創造し、市街地でありながら緑の豊かさを感じられる景観形成を図ります。

	考え方
シンボル地区	○多様な機能や施設が高度に集積し、多くの人々が交流する空間にふさわしい、歩いて楽しい賑わいと水と緑と花が調和した格調の高い景観形成を図ります。
副都心地区	○市民の生活の中心地区にふさわしい、活力や親しみのある生き生きとした個性ある景観形成を図ります。
計画的まちづくり地区	○広がりを持った計画的なまちづくりを進めるなかで、それぞれの地区の特性や将来像に適合した景観形成を図ります。
歴史・伝統地区	○歴史的資産である神社や寺院等を核とし、参道や旧街道、公園等の周辺も含めて一体的に伝統や歴史を活かした景観形成を図ります。
河川景観軸	○豊かな自然と風の道などの環境効果により、貴重な潤いとアクセントを市街地に与えるオープンスペースとして、日常生活の中で水と緑を楽しめる空間づくりと河川沿いのまちなみが調和した景観形成を図ります。
沿道景観軸	○多様な機能が集積する福岡市の骨格動線として、まちなみの連続性に配慮するとともに、それぞれの沿道の特性に応じて個性ある景観形成を図ります。



第1章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

本計画の対象区域（景観計画の区域）は市内全域とします。

2. 都市景観形成地区

景観計画の区域のうち、市を代表する地区や個性ある地区等、特に良好な景観の形成を図るべき地区を「都市景観形成地区」とします。この都市景観形成地区には詳細な基準を設け、地区の個性を活かした景観の保全・創出を行っていきます。

今後、都市景観形成地区にする必要があると考えられる地区についても、都市施策の方向性や住民の意向等を踏まえ、指定の検討を行っていきます。（第4章を参照）



図 1-1 景観計画区域と都市景観形成地区

表 1-1 都市景観形成地区

地区名	面積	概要
シーサイドももち地区	約185.6ha	昭和57年に埋立が開始され、平成元年の博覧会開催を経て、ウォーターフロントの環境と都心・副都心に近い立地を活かした「21世紀を展望した計画的なまちづくり」が始められた地区
御供所地区	約28.0ha	日本最初の禅寺聖福寺、東長寺などの数多くの寺社により本市で有数の歴史的環境を形成している地区
天神（明治通り・渡辺通り）地区	約15.7ha	福岡市の都心を東西及び南北に貫き、福岡の発展の軸となってきたメインストリートであり、本市の都心としてだけでなく、九州さらには西日本を代表する最大の商業・業務機能が集積している地区
香椎副都心（千早）地区	約17.6ha	本市の東の副都心として独立行政法人都市再生機構が平成5年度より土地区画整理事業を進めているエリアの中心をなす地区
アイランドシティ 香椎照葉地区	約94.0ha	誰もが快適な生活を営むことができる住宅地の整備や、環境との共生を図る豊かな緑地空間の整備、アジア・世界を見据えた新しい産業の集積を目指し、魅力ある都市空間の形成を図る地区
元岡地区	約18.3ha	九州大学学術研究都市構想で位置づけられたタウン・オン・キャンパスにふさわしい良好な市街地環境の形成・保全を図り、九州大学の門前町として風格あるまちづくりの推進を図る地区
はかた駅前通り地区	約7.0ha	博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を図る地区

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 景観形成の基本方針

1 九州・アジアの交流拠点にふさわしい魅力ある景観づくり

- ・アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした商業・業務の集積あるいは、豊かな自然を身近に感じることのできる、本市の特性を考慮し、風格と賑わいと潤いのある景観形成を進めます。
- ・都心部や副都心では、商業・業務が集積する地域の特性に応じて賑わいのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント組織などの地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。

2 緑や水辺を守り、活かした景観づくり

- ・海や山など豊かな自然を保全・活用し、新たに創ることで緑のネットワークや風の道など環境に配慮した人に優しい潤いのある景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民や地域団体と行政が共働で景観づくりに取り組みます。
- ・海や空からの景観に配慮し、博多湾や山なみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保することで、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

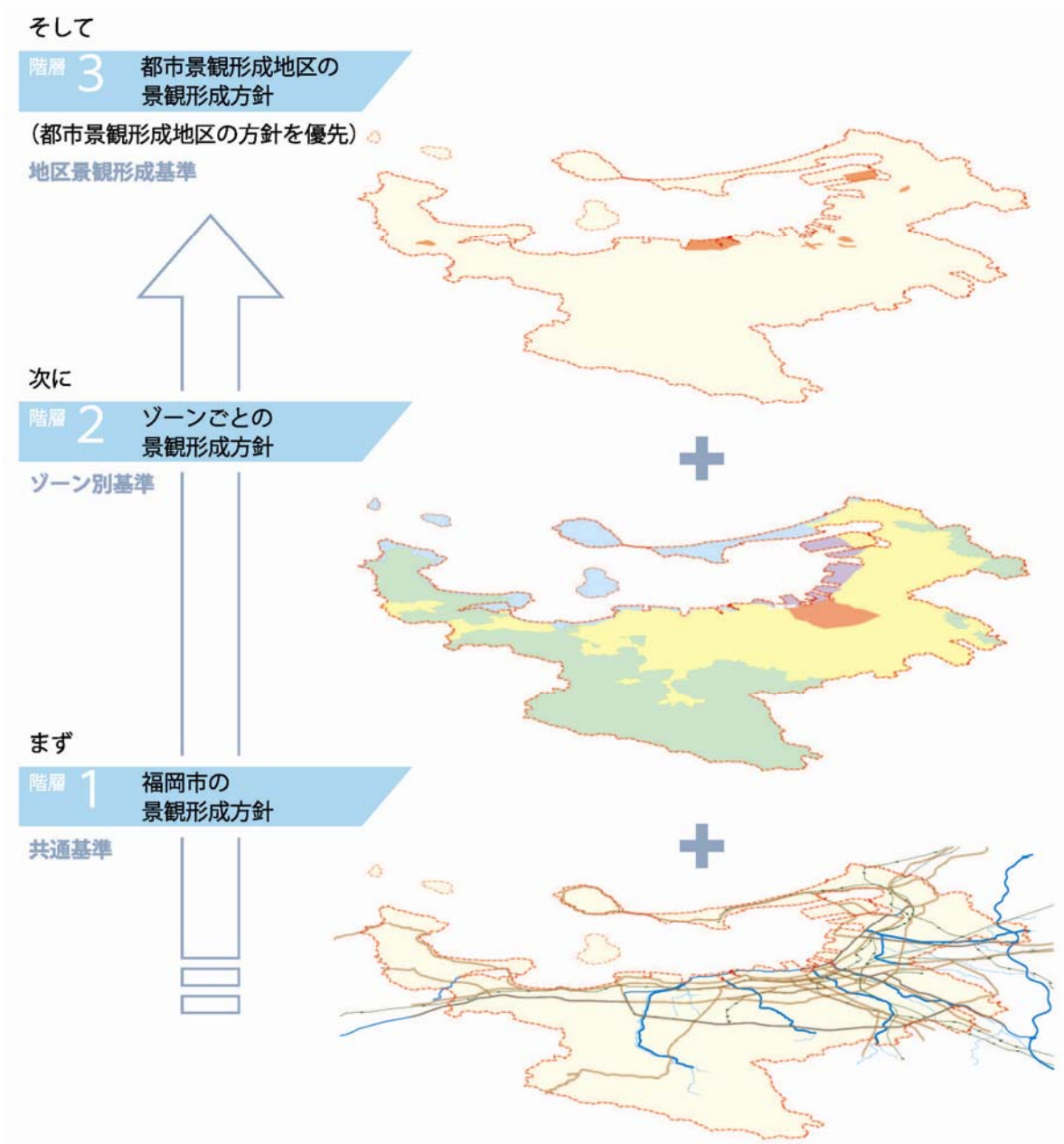
3 計画的市街地整備にあわせた賑わいと活気のある景観づくり

- ・行政は、景観づくりに向けた市民団体等を積極的に支援し、住民の景観意識の一層の向上を図るとともに、地域主体の景観づくりを進めます。
- ・九州大学学術研究都市やアイランドシティなど計画的に市街地整備が進められている地区において、市民や関係団体と共働で、本市の顔となる景観づくりを進めます。

4 歴史と文化を活かし、刻の厚みを感じられる景観づくり

- ・歴史的な建造物や祭りなど、景観資源の保全・活用を図り、市民が誇りを持ち、来街者にも喜ばれる風格のある景観づくりを進めます。
- ・歴史的な景観資源をネットワーク化して回遊ルートを整備するとともに、案内サイン等を設置して、来街者のおもてなしに配慮したまちづくりを進めます。

景観形成の構成



景観形成の構成として、福岡市全域の景観形成方針（階層1）を定め、その上にゾーンごとの景観形成方針（階層2）、一番上に都市景観形成地区の方針（階層3）を定めます。

（階層3の都市景観形成地区については、第4章を参照）

第2節 地域特性を活かした景観形成方針

市域を下図のように地域特性に応じ5つのゾーンに区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めます。

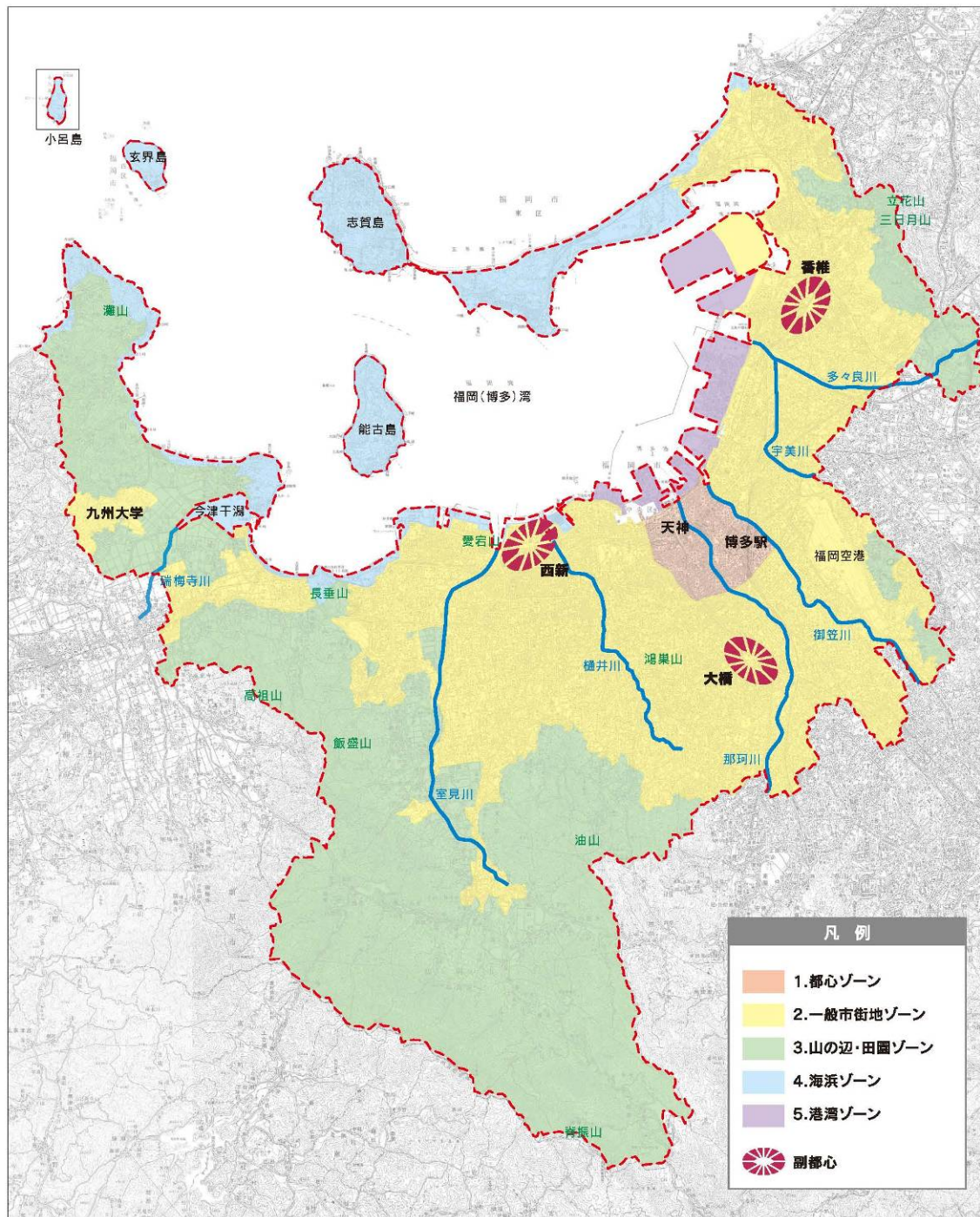


図 2-2 景観計画区域のゾーン区分

1. 都心ゾーン

■景観特性

- 都心主軸を構成するメインストリート（大博通り、昭和通り、明治通り、渡辺通り、住吉通り）が半径約1kmの比較的コンパクトなインナーリングを構成し、その中央部を那珂川や博多川が流れています。
- 地形的・歴史的に、那珂川をはさんで福岡部と博多部からなり、それぞれに多様なまちなみや賑わいの場所が形成されています。（天神地区、大名地区、今泉地区、渡辺通り・春吉地区、博多駅周辺地区、キャナルシティ博多、中洲地区、川端地区、御供所地区等）
- 東西にJR博多駅と西鉄福岡天神駅の2つの広域ターミナルを都心活動や賑わいの拠点として持っています。
- 天神地区をはさんで、東西に福岡城址（舞鶴公園）と御供所地区という本市を代表する歴史的環境地区が存在します。
- 各メインストリートは、スカイラインやまちなみの壁面線が比較的そろっており、福岡都心景観の大きな特徴となっています。

■景観形成方針

- ・都心ゾーンは交通結節機能を背景に、商業、業務が集積するとともに旧博多部の歴史的なまちなみが残る地区であり、天神地区や博多駅周辺地区あるいは御供所地区については、福岡を代表する景観拠点にふさわしいまちなみの形成を図ります。
- ・聖福寺や櫛田神社等の寺社、赤煉瓦文化館に代表される近代建築等の歴史的資産を核とし、歴史や伝統を活用した景観の保全・創出に努めます。
- ・須崎公園、天神中央公園や警固公園等を核として、大博通りや明治通り、渡辺通り等のメインストリート、那珂川、博多川等の河川を軸とした水と緑のネットワークの積極的な形成を図るとともに、交通結節点を結ぶ回遊軸となるはかた駅前通り等は、来街者に配慮した花と緑豊かで賑わいのある都市景観の形成を図ります。
- ・都心の多様な景観要素を結ぶ回遊ルートにパブリックアートやストリートファニチュアの設置をするなど、地域と行政と共働で歩いて楽しい歩行者空間の魅力的な景観づくりに努めます。
- ・建築物等の計画を行う際は、オープンスペースの確保など賑わいと潤いのある空間演出を促進し、魅力ある景観づくりに努めます。

2. 一般市街地ゾーン

■景観特性

- 交通結節機能の強化を図る東部地域の広域拠点である香椎・千早、商業、文化、行政等の複合機能が集積した西新・藤崎・シーサイドももち、文教、行政機能が集積した大橋の副都心地区では生活拠点として活気を持った地区の顔を持ち、地域型商店街が独特のまちなみをつくり出しています。
- 福岡城跡、大濠公園、西公園と続く緑と水のオープンスペースは、福岡の身近な自然を代表するエリアになっています。
- 多々良川、那珂川、室見川などが親水性のある河川空間として整備され、地域住民に広く活用されています。
- 国道202号や明治通り、国道3号などの幹線道路沿線の土地利用は高層化の傾向があります。また、幹線道路沿道では日常生活に必要な商業施設が立地し、広告・看板が多く掲出されています。
- 姪浜や箱崎は古くからの街道として栄え、伝統ある寺社や町家などが歴史的な雰囲気を出し、ヒューマンスケールのまちなみになっています。

■景観形成方針

- ・舞鶴公園など顔となる公園は、緑と歴史を活かした空間づくりとすすめるとともに、周辺地域においても、風格とゆとりのある景観づくりをすすめます。
- ・多々良川、那珂川、室見川など、まちなかを流れる河川や公園緑地等の整備をすすめ、水と緑のネットワークの形成を図り、自然のやすらぎを感じさせる景観づくりに努めます。
- ・副都心地区では、親しみやすく、界索性のある、生き生きとした個性豊かな景観形成に努めます。
- ・九州大学学術研究都市においては、知の拠点にふさわしい風格を感じる景観づくりに努めます。
- ・計画的まちづくりが予定される六本松地区（九大跡地）や地下鉄七隈線のターミナルである橋本地区などでは、新たなまちづくりの機会を捉え、周辺との調和を図りながら賑わいと潤いのある景観づくりに努めます。
- ・その他の地区では、歴史的資源の活用、緑豊かでゆとりある景観づくりを住民と共働ですすめます。
- ・建築物等の計画を行う際には、隣接地や周辺のまちなみに調和するよう配慮します。



3. 山の辺・田園ゾーン

■景観特性

- 糸島周辺の田園地帯は、福岡市内で最大の近郊農業地区となっており、学園通り線からの眺望は、伸びやかな田園景観が広がっています。
- 油山は市民の森として親しまれ、憩いややすらぎを与えているとともに、飯盛山や脊振山、立花山等の山並みが一体的な緑となって市街地からの背景を構成しています。また、山からの眺望は、市街地が海と山に囲まれている福岡らしさを醸し出す都市構造を実感できるパノラマ景観になっています。
- 山裾には農家住宅等の集落が分布し、落ち着いた佇まいで山の辺の景観に調和しています。

■景観形成方針

- ・背景となる山並みや丘陵地等の緑地あるいは田園地帯の眺望を確保し、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・歴史的資源を保全・活用するとともに、周囲の自然景観を活かした景観づくりに努めます。
- ・レクリエーション施設を計画する場合は、自然環境に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



4. 海浜ゾーン

■景観特性

- 海の中道、志賀島、玄界島、糸島半島、生の松原、能古島などの緑が大陸との交流の歴史の源となる博多湾を囲み、水面と一体となって福岡らしい景観を形成しており、博多湾からの眺望や博多湾への眺望は福岡を代表する眺望景観のひとつになっています。
- 生の松原から糸島半島、志賀島から海の中道にかけては自然海岸が残り、様々な海辺レジャーによって市民が海を肌で感じることができる貴重な海岸線となっています。
- シーサイドももちや小戸・マリノア周辺では親水性のある護岸や海浜緑地等が整備され、海辺レクリエーション施設として市民に親しまれています。

■景観形成方針

- ・博多湾の眺望と、広がりのある景観の保全に努めます。
- ・市街地から博多湾を見たときの眺望や、遠景の広がりある景観に配慮し、建築物等の色彩や形態について、自然と調和した景観づくりに努めます。
- ・良好な自然海浜や松原等の緑地の保全に努めます。
- ・レクリエーションやリゾート施設を計画する場合は、博多湾の自然景観に配慮し、自然と調和した景観づくりに努めます。



5. 港湾ゾーン

■景観特性

- 博多埠頭、中央埠頭には国際線の旅客ターミナルやコンベンション施設が集積し、人・物・情報が交流する海の玄関口としての交流拠点となっています。
- 須崎埠頭、東浜埠頭、箱崎埠頭は、計画的な基盤整備が行われ、物流倉庫や資材置場などが集積し、わかりやすく単純なまちなみになっています。
- 最新鋭の港湾施設を備えるアイランドシティは、対岸の香椎パークポートとともに国際物流拠点機能を果たし、大型のコンテナクレーンなどが国際港らしい湾岸景観を構成しています。

■景観形成方針

- ・博多湾の自然環境と調和した美しい港づくりを進めるため、海からの眺望を大切にするとともに、後背市街地との調和を図る観点から、色彩への配慮や緑化等による修景に努めます。
- ・中央ふ頭、博多ふ頭においては、アジアから多くの方が訪れる海の玄関口として、またコンベンション機能が集積する賑わいの場として、博多らしさやおもてなしを感じる景観づくりに努めます。
- ・アイランドシティ及び香椎パークポート地区においては、新しいみなとづくりを進めるとともに、港の躍動感の演出や周辺と調和した色彩、緑化等による景観づくりに努めます。



第3章 大規模建築物等に関する事項

景観計画区域内の都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物（以下「大規模建築物等」とする。）を適切に誘導し、周辺の景観と調和し、かつ個性豊かで魅力ある都市景観の形成を図るため、届出対象行為、良好な景観形成のための行為の制限を以下のとおり定めます。

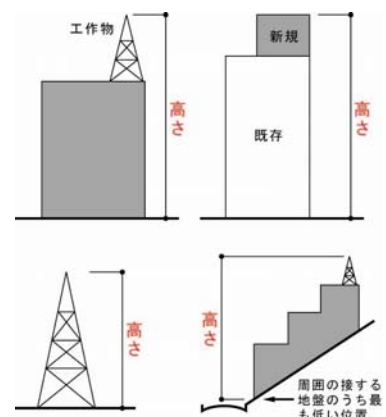
第1節 届出対象行為

下記に示す規模の大規模建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を届出対象とします。

届出対象規模		
建築物	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン	高さが31mを超え、または延べ面積が10,000㎡を超えるもの
	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン	高さが10mを超え、または延べ面積が1,000㎡を超えるもの
工作物	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン	高さが31mを超えるもの
	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン	高さが10mを超えるもの
高架道路、高架鉄道、 橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの		幅員が10mを超え、または長さが30mを超えるもの
都市計画法9条17項及び建築基準法第58条に基づく高度地区の緩和に該当するもの		
建築基準法第59条の2に基づく総合設計に該当するもの		

【高さ】

- ・建築基準法に基づく建築物の高さに算入されない塔屋や広告塔等を含めた高さとする。
- ・建築物及び工作物の高さは、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの高さとする。
- ・建築物に設置する工作物の高さは、建築物の接する地盤のうち最も低い位置からの高さとする。また、既存の建築物に工作物を設置する場合も届出対象とする。



【延べ面積】

- ・同一敷地に複数の建物が建築されている場合は、敷地内すべての建築物等の延べ面積の合計とする。

上記の届出対象行為のすべてを、景観法第17条に規定される特定届出対象行為とします。

第2節 大規模建築物等に関する行為の制限

全ゾーン共通



対象	行為の制限
規模・配置	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺の自然環境やまちなみと調和するよう高さ・規模や隣棟間隔に配慮する。 2. 地域の特性を活かし、市民に開放されたオープンスペースの確保に努める。 3. 前面道路境界からの壁面後退に努め、歩道との一体的利用や緑化により開放的でゆとりある空間の創出に努める。
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主要な交差点や通りの軸線上等、特に視線の集まる場所に立地する場合、まちのシンボル、ランドマークとなるように配慮する。 2. 建築物等の上部は、本体やまちなみと調和のとれた形態となるように努める。 3. 外壁は洗浄、補修等の維持管理が容易となるように素材や形態を工夫する。 4. 歴史的建築物等が多い場合には、まちなみとの調和を図る。 5. 高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインする等の配慮を行う。 6. 地域の重要な景観資源となっている建築物等については、可能な限り保存や活用に努める。
建築設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外階段は、前面道路から見えにくいよう、位置や建築物等との一体的なデザインに配慮する。 2. 共同住宅等のバルコニーは、建築物等のデザインとしてその形態を工夫する。 3. 室外の空調機や物干し金物等をバルコニーへ設置する場合は、前面道路から見えにくいよう配慮する。 4. 配管やダクト等は、露出しないように配慮するほか、色彩を外壁に合わせる等目立たない工夫に努める。 5. 建築設備の屋上への設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で隠蔽する等目立たない工夫に努める。
付属施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 車庫や倉庫等はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、建築物等と調和するよう形態や色彩を工夫し、緑化等による修景に努める。 2. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋等が見えないよう、位置や囲いの形態等に配慮する。

対象	行為の制限
外構	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内のオープンスペースや建築物等の前面等は可能な限り緑化に努める。また、建築物等の屋上、壁面等の緑化に配慮する。 2. 生垣やシンボルツリー等によりまちなみの連続性やシンボル性を高めるように配慮する。 3. 塀や柵等は、生垣や緑化等による修景に努める。 4. 駐車場はまちなみの連続性、雰囲気をごわさないよう、その形態や位置、舗装仕上げ等に配慮するとともに、緑化等による修景に努める。 5. 前面道路境界の壁面後退部分は、歩道や隣地との連続性に配慮する。
夜間景観	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺への光害を抑え、過度な照明を避ける。 2. LED等光源が点滅したり色彩が変化する照明装置は必要最小限とし、夜間景観に配慮する。 3. ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出する場合は地域特性に応じて景観向上に資するように努める。 4. サーチライト等指向性のある照明を、上空に向かって照射しない。ただし、まちの賑わい形成のため一時的でかつ十分に夜間景観に配慮されたものや、法令等の規定により義務付けられたものはこの限りではない。
屋外広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内の建築物やオープンスペースに設置する広告・看板その他の各種サインを集約し必要最小限にまとめるとともに、景観阻害要因とならないようその位置、形態や色彩に配慮する。
色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める「色彩に関する景観形成基準」に適合するものとし、周辺の自然環境やまちなみと調和するよう配慮する。

都心ゾーン



対象	行為の制限
形態・意匠	1. 商業、業務施設の低層部においては、ショーウィンドウ等によるまちなみの賑わいの演出に努める。 2. 商業、業務施設等では、透過性のあるシャッターとする等シャッターの形態や色彩等に配慮し、閉店後のまちなみの賑わいづくりに努める。 3. 那珂川、御笠川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
外構	1. オープンスペースをできる限り確保し、緑や花、パブリックアートを設置するなど、魅力的な景観づくりに配慮する。
夜間景観	1. 歩行者空間に賑わいをもたらす夜間景観の形成に努める。
屋外広告物	1. 可能な限り低層部に集約し、まちなみの賑わい形成に配慮する。

一般市街地ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. まちなみの連続性や適切な隣棟間隔の確保等、周囲への圧迫感の軽減に配慮する。 2. 大濠公園、舞鶴公園等大規模な公園等の近辺では、公園等からのみえ方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 室見川等主要な河川沿いでは、対岸からの見え方に配慮した意匠とする。
夜間景観	1. 住宅地では、防犯に配慮した適度な照明計画とする。
屋外広告物	1. 幹線道路沿いに掲出する屋外広告物等は、景観阻害要因とならないよう高さや規模に配慮するとともに、沿道の賑わい形成に配慮する。

山の辺・田園ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 背景となる山並みや自然環境に溶け込み、調和するような高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 周辺の自然環境や田園等と調和するものとする。 2. 高架道路、高架鉄道等については、背景の自然環境等との調和に配慮する。
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。
屋外広告物	1. 屋外広告物等の掲出は必要最小限とし、その位置、形態や色彩については自然環境等との調和に努める。

海浜ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 市街地から博多湾への眺望の確保や、船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 海からの見え方に配慮した意匠に努める。 2. 周辺の自然環境や海浜と調和するものとする。
夜間景観	1. 生態系に配慮した控えめな照明計画とする。

港湾ゾーン



対象	行為の制限
規模・配置	1. 船舶や対岸からの見え方に配慮した高さ・規模とする。
形態・意匠	1. 福岡の海の玄関口にふさわしい、形態・意匠とする。
夜間景観	1. 照明装置のデザインや照度・色温度、配置等について、船舶や対岸からの見え方に配慮した照明計画とする。

第3節 色彩に関する景観形成基準

建築物及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は、以下のとおりとする。

- 1 建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、蛍光色以外のものとする。
- 2 各ゾーンにおける色彩の基準は、表1及び表2に掲げる色彩基準（日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三層性によるマンセル値）のとおりにする。

ただし、次の場合については、この限りではない。

- ・各面の見付面積の10%以内の範囲で外観のアクセント色として着色する場合
- ・無着色の自然素材を用いる場合
- ・地域の良好な景観の形成に資するもので市長が都市景観形成上支障がないと認める場合

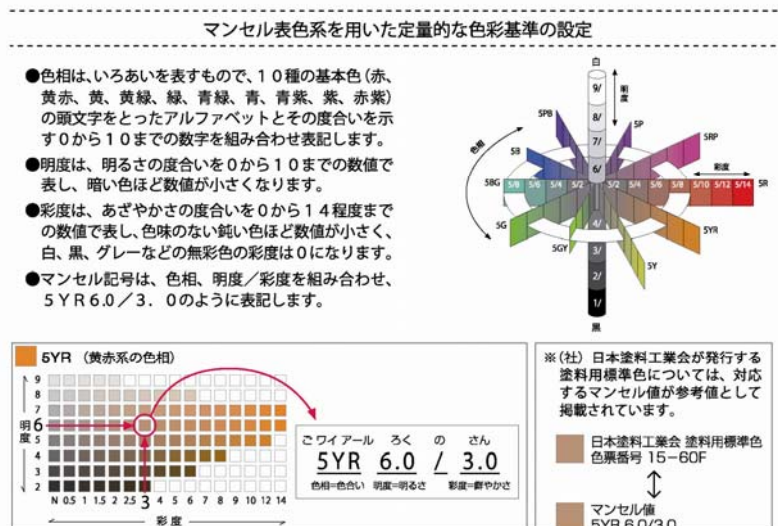
表1 都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

区分	行為の制限	明度	彩度
建築物	全ての有彩色	—	6以下
	無色	—	6以下
工作物	全ての有彩色	—	3以下
	無色	—	3以下

表2 一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにおける色彩基準

区分	適用部位	行為の制限	明度	彩度
建築物	建築物の高層部	10R から 2.5Y まで	2以上 8.5以下	4以下
		上記以外の有彩色	2以上 8.5以下	2以下
		無彩色	2以上 8.5以下	—
	建築物の低層部	全ての有彩色	8.5以下	6以下
無彩色		8.5以下	—	
工作物	全ての部位	全ての有彩色	—	3以下
		無彩色	—	3以下

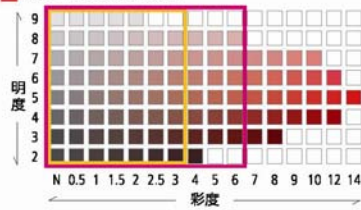
- 備考 1 この表における建築物の低層部とは、地上10m以下かつ3階以下の建物の部分をいう。
 2 海浜ゾーンにおいては、色彩基準のうち明度基準を適用しない。



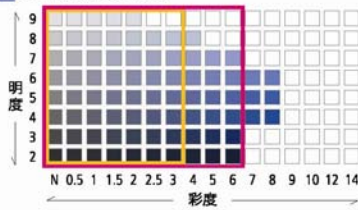
参考図 使用できる色彩の範囲について

①都心ゾーン、港湾ゾーンにおける色彩基準

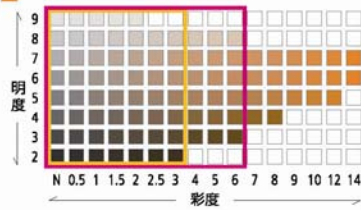
10R (赤系の色相)



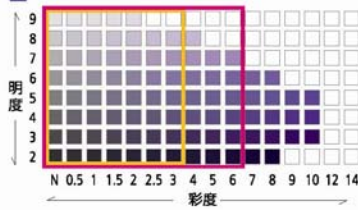
5B (青系の色相)



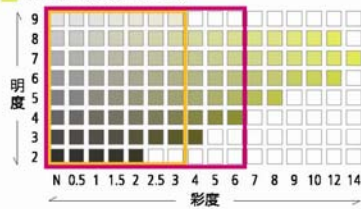
5YR (黄赤系の色相)



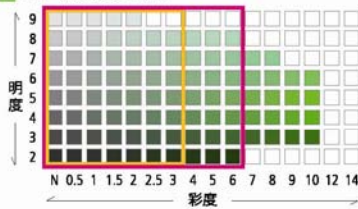
5PB (青紫系の色相)



10YR (黄系の色相)



5G (緑系の色相)

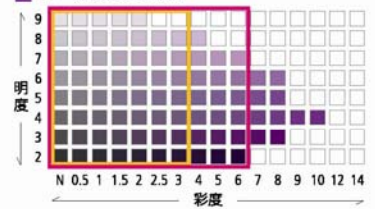


○枠で囲んでいる範囲が、使用を認められた色彩の範囲です。

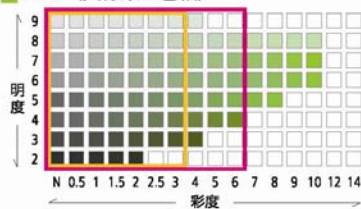
○このカラーチャートは代表的な色彩を例示したもので、全ての色彩を示すものではありません。

○この図は印刷のため、正確な色彩ではない場合があります。実際の色は色票により確認してください。

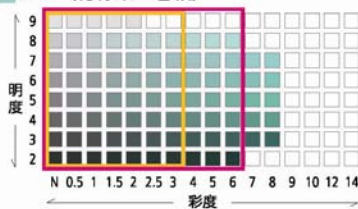
5P (紫系の色相)



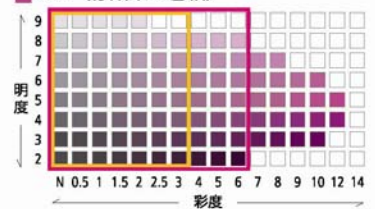
5GY (黄緑系の色相)



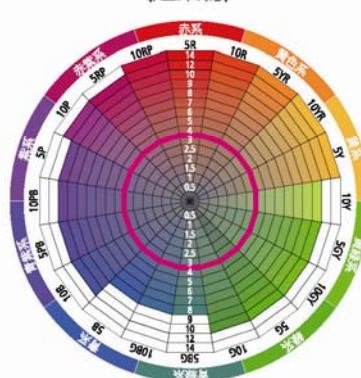
5BG (青緑系の色相)



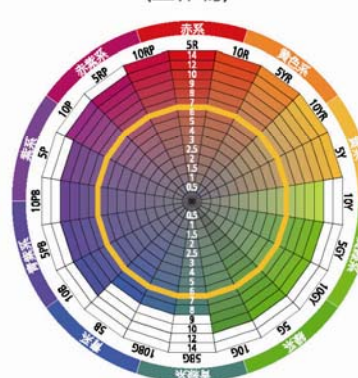
5RP (赤紫系の色相)



〈建築物〉

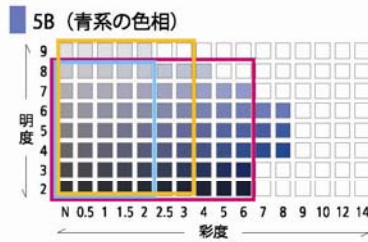
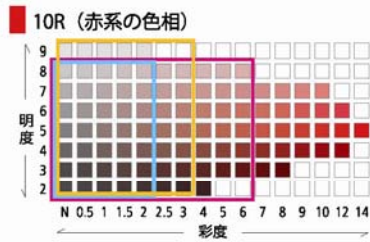


〈工作物〉

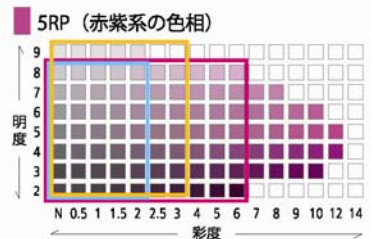
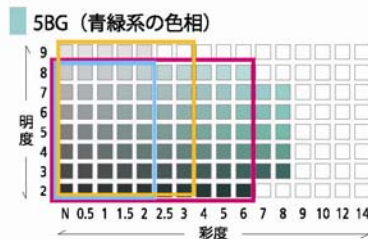
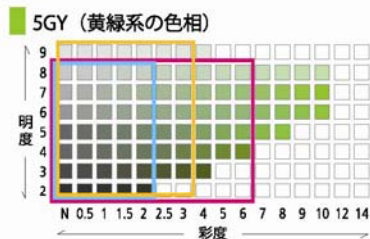
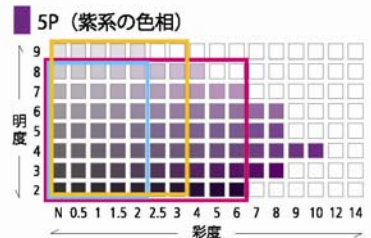
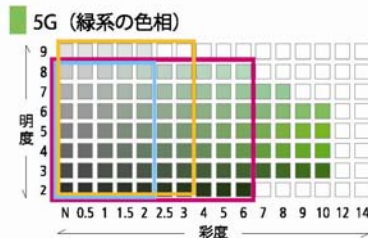
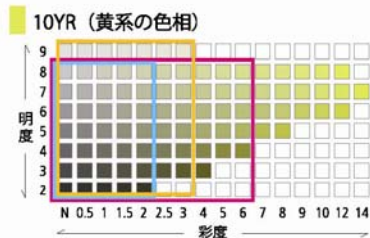
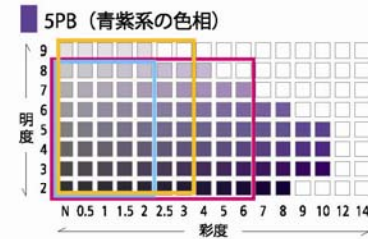
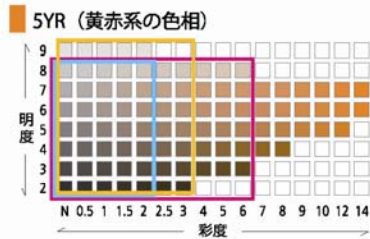


□ 建築物 □ 工作物

②一般市街地ゾーン、山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにおける色彩基準

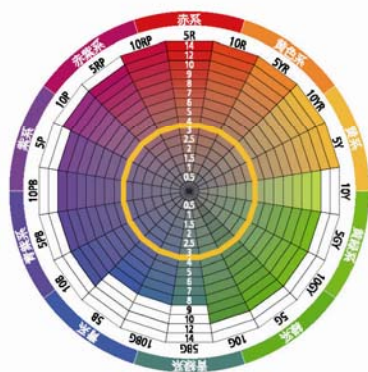
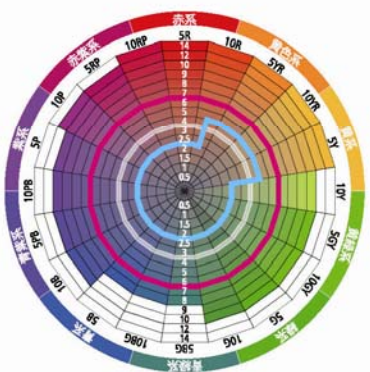


- 枠で囲んでいる範囲が、使用を認められた色彩の範囲です。
- このカラーチャートは代表的な色彩を例示したもので、全ての色彩を示すものではありません。
- この図は印刷のため、正確な色彩ではない場合があります。実際の色は色票により確認してください。



〈建築物〉

〈工作物〉



- 建築物の高層部 (※)
- 建築物の低層部 (※)
- 工作物

※海浜ゾーンにおいては、色彩基準のうち明度の基準を適用しない。

第4章 都市景観形成地区に関する事項

第1節 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針

1. 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針

都市景観形成地区の指定については、景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区、すなわち良好な景観形成の必要性が高く、緊急性や実現性を備えた地区を指定していきます。

なお、都市景観形成地区の指定の要件及び方針については、都市景観形成基本計画における重点整備地区の要件及び方針に基づき以下のとおり定めます。

表 4-1 都市景観形成地区の指定の要件及び基本方針

分類	地区の要件	基本方針
シンボル地区	福岡市の顔となるシンボル性の高い地区で、今後の国際化・情報化に対応する都市づくりの中心となるべき地区。	福岡都市圏だけではなく、九州、アジアのリーダー都市としてアピールできる人とまちの出会い、物語を生む都市空間を創造する。
副都心地区	生活に欠かせない、地域の情報、文化の中心機能を持ち、地域の特性を活かし、個性を感じさせる地区。	生活感のある賑わいと活気のあるまちなみを形成していく。
自然環境地区	郊外の豊かな自然環境を活かし、緑と水のふれあいを高めて、ゆとりと広がりのある景観の形成を図る地区。	豊かな自然環境を活かし、自然の美しさと人工の構造物が調和した景観を形成していく。
歴史・伝統地区	都市の歴史が刻み込まれた環境や建造物を有し、次世代へその伝統を伝えていくべき地区。	地区の特徴を表現する歴史的物の保全・活用や昔のまちなみのイメージの再現を地域住民の総意で行っていく。
計画的まちづくり地区	今後、大規模プロジェクトの進行が予定され、計画的なまちづくりを進めていくべき地区。	地区の将来イメージに従い、景観上の誘導を行政と民間の共働で計画し実現していく。
組織的まちづくり地区	地元住民のまちづくりへの理解・意欲が高く、住民主体の景観形成が実践可能な地区。	住民が自主的に、環境保全・まちなみ誘導に関する取り決めを行い、良好な生活空間あるいは商業空間を創造、維持していく。

2. 都市景観形成地区指定までの流れ

都市景観形成地区候補地区については、以下に示すように、地域景観まちづくりの意欲の高い地区において、地域との共働により、都市景観形成地区への指定を順次進めていきます。

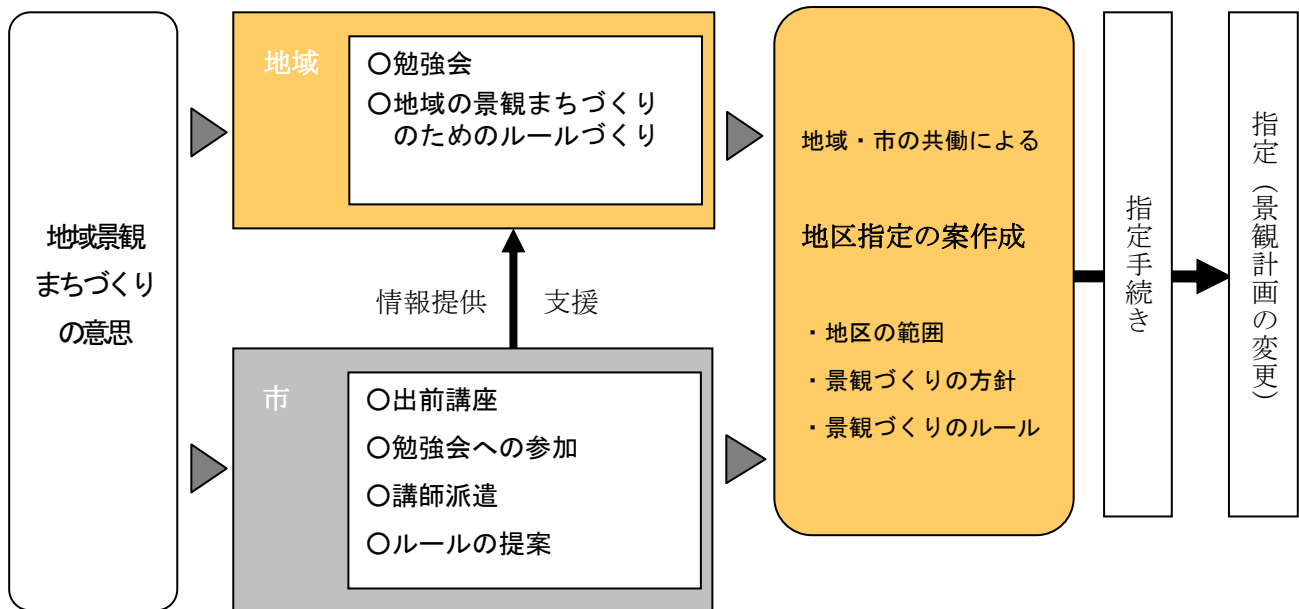


図 4-1 都市景観形成地区指定までの流れ

第2節 届出対象行為

都市景観形成地区内における届出対象行為は下記のとおりとします。

行為の種類	
①	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
②	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	ア 門又はへい
	イ 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
	ウ 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもので屋上に設置するもの
	エ 煙突、排気塔その他これらに類するもの
	オ 記念塔その他これに類するもの
	カ 電波塔その他これに類するもの
	キ 高架道路、高架鉄道、橋梁、横断歩道橋その他これらに類するもの
	ク 護岸、堤防その他これらに類するもの
	ケ 街灯、照明灯その他これらに類するもの
	コ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
	サ 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
	シ 水道、電気その他これらに類するものの供給に係る施設
	ス その他市長が指定したもの
③	土地の形質の変更
④	木竹の伐採

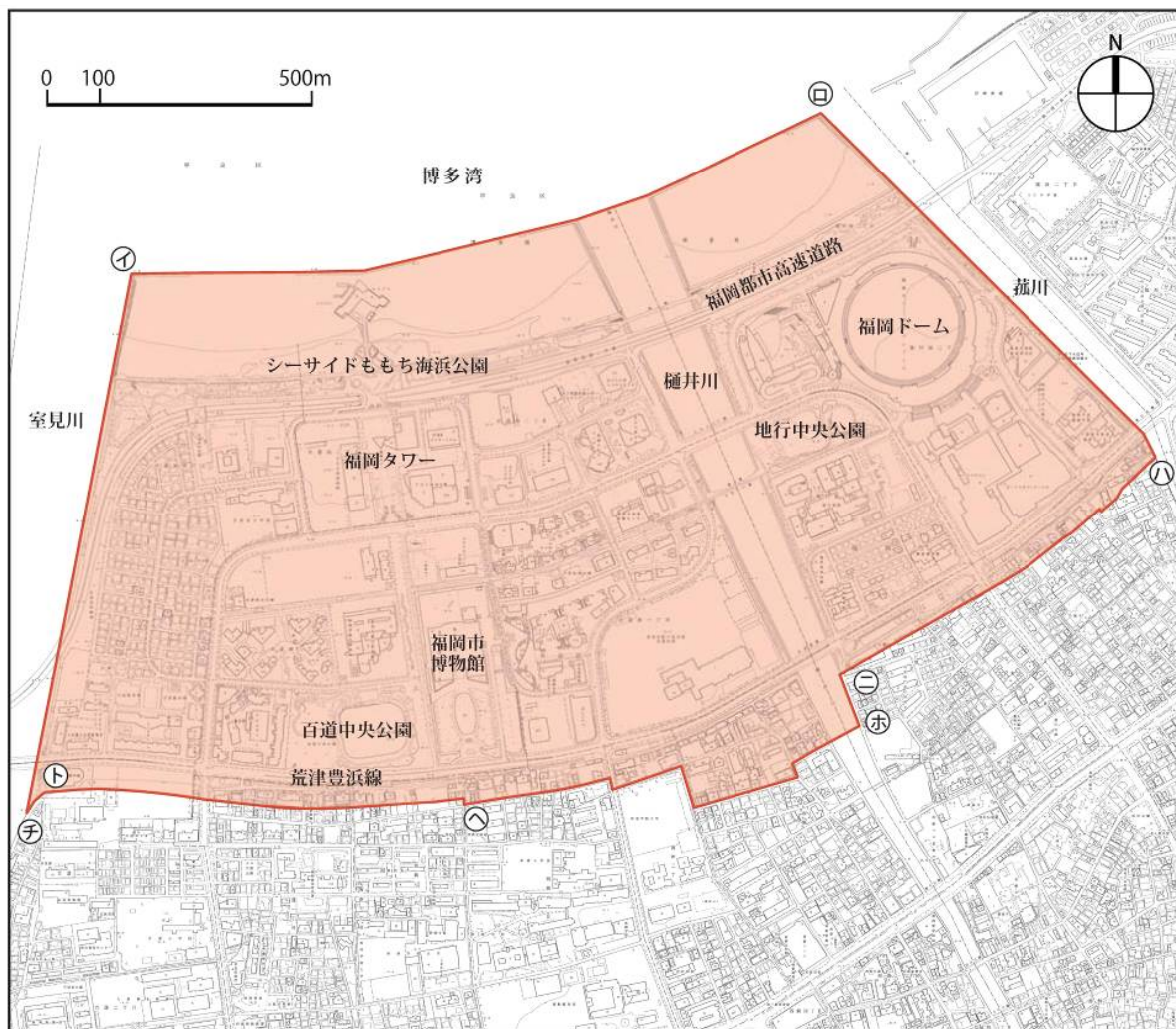
このうち、①～②を景観法第17条に規定される特定届出対象行為とします。

第3節 都市景観形成地区の良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限

1. シーサイドももち地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針

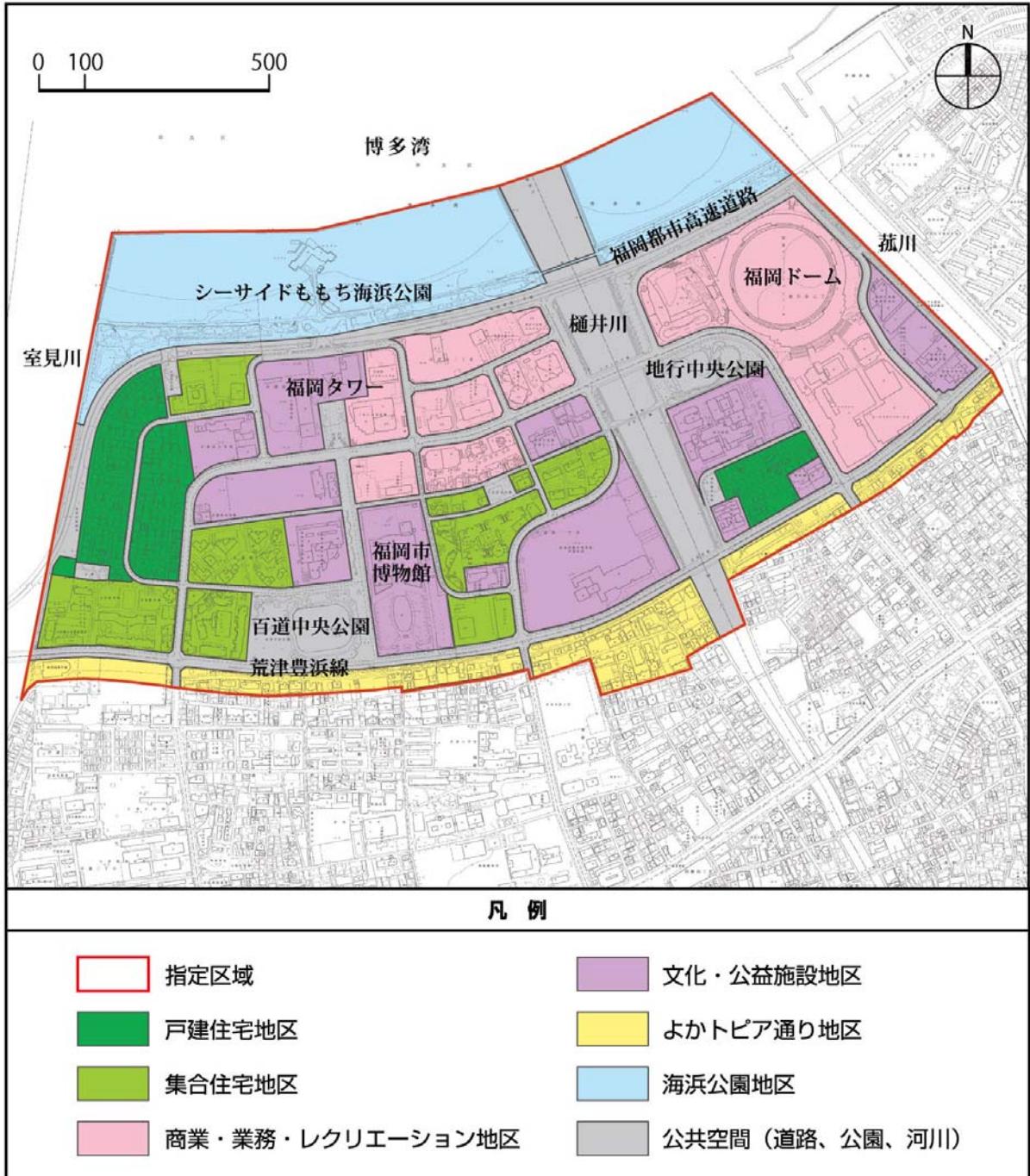
<区域図>



凡例

	都市景観形成地区
①-⑩	離岸堤
⑩-⑧、⑨-⑥、⑦-①	河川との境界線
⑧-⑨、④-③	福岡都市計画道路荒津豊浜線の境界線から50メートル
⑥-④	道路中心線
③-⑦	道路区域の境界線

<地区区分図>



地区全体の景観形成方針

21世紀を展望した『海に開かれた活力あるアジアの拠点都市』の創造の一環として、また、「都市景観に大きなウエイトを置いたまちづくり」を将来にわたり維持・育成していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定める。

- ・ ウォーターフロントという特性と職・住・遊複合という特性を活かした魅力ある都市空間の形成及び保全を図る。
- ・ 近未来型の快適な海浜都市環境の形成及び保全を図る。

地区区分	地区区分の景観形成方針
戸建住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築協定、緑地協定等によって創出されつつある、戸建住宅地区にふさわしい多様な個性とゆとりを持つまちなみの形成及び保全を図る。 ・ 緑あふれる快適な居住環境の形成・保全を図る。
集合住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東西南北すべてに多様な表情を持つ個性豊かなまちなみの形成・保全を図る。 ・ 緑豊かなオープンスペースを持つ快適な居住環境の形成・保全を図る。
商業・業務地区 レクリエーション地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人々が集い、憩い、交流する活気と賑わいのある都市空間の形成・保全を図る。 ・ 開放的で潤い豊かなまちなみの形成・保全を図る。
文化・公益施設地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい都市的魅力を備え、地域の核となる質の高い都市空間の形成・保全を図る。 ・ 緑の軸を活かした、風格と文化の香りあふれるまちなみの形成・保全を図る。
よかトピア通り地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新市街地と調和した良好な沿道景観の形成を図る。 ・ 良好な住宅地環境の保全を図る。
海浜公園地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮して整備された親水性の高い海浜空間の維持・保全を図る。 ・ 新たなアミューズメント空間としての都市型ウォーターフロント空間の形成を図る。
公共空間 (道路、公園、河川)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に配慮して整備された質の高い公共空間の維持・保全を図る。

(2) 行為の制限

■戸建住宅地区

行為の制限			
建築物等	建築物	高さ	1. 建築物の最高部の高さは、原則として10m以下とする。
		壁面の位置の制限	1. 快適な歩行者空間やゆとりある居住環境を創出するため、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路との敷地境界線あるいは隣接地との敷地境界線までの距離を次のように確保する。 ①荒津豊浜線、地行百道線に沿った部分は、2m以上 ②その他の道路、公園に沿った部分は、1.5m以上 ③隣接地との敷地境界線からは、1m以上
		形態・意匠	1. 原則として勾配屋根等とする。ただし、駐車場、物置等の附属建築物は除く。
		色彩	1. 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度6.0以下の落ち着いたものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の10%以内であるものについては、この限りでない。 2. 屋根の色は、原則としてグレー系、ブラック系等の無彩色系のものとする。
	附属施設	ごみ置場	1. 共有の不燃物置場は、囲いの形態や床仕上げ等に配慮する。
		変電所等の供給施設	1. 周囲の緑化を図る。
	附属設備	電線等	1. 敷地内の電線や電話線等は、地下埋設とする。
		アンテナ	1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、道路や公園等の公共空間及び福岡タワーから見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する場合は、共聴のアンテナを設置することができる。
		屋外照明	1. 門扉や植栽等と一体となった屋外照明により、夜間景観を演出する。
	屋外空間	敷地内緑道・広場等	(百道浜戸建住宅地区) 1. 地区内に共有の緑道を確保する。
垣・柵		1. 道路に面する部分には、生垣を設ける。 2. 生垣の奥に塀を設ける場合は、道路との敷地境界線から1m以上後退させるとともに、高さや材質に配慮する。	
外構の調和		1. 生垣等による緑の連続性を確保するため、道路に面して設ける敷地の出入口は、可能な限り集約して設置する。 2. 門扉、門扉及び駐車場の壁面は、道路との敷地境界線から1m以上後退させる。また、普通コンクリートブロック素地の塀は、使用してはならない。 3. 門扉、土留め、道路との敷地境界線から1mまでの敷地部分の舗装材料、検針メーター等の外構材料は、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。	

行為の制限		
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各戸に少なくとも1本は、高さ3.5m以上の高木を植栽する。 2. 敷地の空地部分、敷地の周囲、共有の緑道等には、季節感を演出する樹木や生垣により緑化を図る。 3. 植栽した樹木・生垣の維持・育成を図る。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 付属建築物として駐車場を設置する場合は、本建築物と一体的にデザインする。 2. オープン形式の場合は、オープンスペースの一部として、植栽、門扉等と一体的な配置・デザインを行う。また、舗装の材質に特に配慮する。なお、屋根をかける場合は、そのデザインに特に配慮する。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機は、屋外に設置してはならない。
屋外 広告物	提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活に必要な最小限の掲出とし、質の高い広告物の設置に努める。 2. 沿道の利便施設等については、広告物が生活空間の落ち着きを損なわないよう低層部を中心に小型で質の高い広告物の設置に努めるとともに、住宅地区内の主要道路に面した商業空間として住宅地区内における利便性の向上に配慮する。
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路占用する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。
	壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面1面につき総量5㎡以内とし、壁面面積の1/10以下とする。 2. 沿道の利便施設等に設置されるものについては、地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内、かつ、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下とする。 3. 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 4. 窓面広告は、設置してはならない。
	地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の上端までの高さは、3m以下（沿道の利便施設等に設置されるものについては、6m以下）とする。 2. 表示面積は、1面につき1㎡以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2㎡以内）とする。円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき1㎡以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2㎡以内）とする。 3. 表示面積の総量は、1敷地につき20㎡以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。

行為の制限		
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none">1. 取付位置は、地上高 2.5m以上、6m以下とする。2. 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。3. 各広告物の間隔は、5m以上とする。

■集合住宅地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	壁面の位置の制限	<p>1. 快適な歩行者空間やゆとりある居住環境を創出するため、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路との敷地境界線あるいは隣接地との敷地境界線までの距離を次のように確保する。</p> <p>①荒津豊浜線、地行百道線及び西新通線に沿った部分は、5m以上。ただし、店舗や診療所等の利便施設等の前面部分については、2m以上</p> <p>②その他の道路、百道2号緑道に沿った部分は、3m以上。ただし、店舗や診療所等の利便施設等の前面部分については、2m以上</p> <p>③敷地相互や公園等の隣接地との敷地境界線からは、2m以上。ただし、店舗や診療所等の利便施設等の前面部分については、1m以上</p>
		形態・意匠	<p>1. 建築物の配置やデザインにあたっては、福岡タワーや博多湾からの眺望に配慮する。</p> <p>2. 建築物の配置、形態、高さ、連続する壁面及びスカイラインの構成を変化に富んだものとするなど魅力あるまちなみ形成に配慮する。また、アイストップとなる街角建築物やランドマークとなる塔状建築物については、特にデザインに配慮する。</p> <p>3. 大規模な建築物については、水平方向や垂直方向での建築物の量感を調整するなど圧迫感のない変化に富んだまちなみ形成に配慮する。</p> <p>4. 集合住宅等の配置にあたっては、圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。</p> <p>5. 勾配屋根とするなど福岡タワーからの眺望及びスカイラインの形成に配慮する。</p> <p>6. バルコニーや開口部の構成等は、変化に富んだものとする。</p> <p>7. 道路や公園等の公共空間から各戸の洗濯物や空調の室外機等が見えにくいようバルコニーの手摺の形態や物干し金物、室外機等の取付位置等に配慮する。</p> <p>8. エレベーターシャフト、屋外階段は、建築物の一部として、建築物と一体的にデザインする。</p> <p>9. 開放的な歩行者空間を創出するため、沿道の利便施設低層部の壁面は、窓、ショーウィンドー、透視性シャッター等とする。</p>
		色彩	<p>1. 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度 6.0 以下の落ち着いたものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の 10%以内であるものについては、この限りでない。</p>
	付属施設	<p>駐輪場・バイク置場</p> <p>1. 建築物の内部に設けるなど建築物と一体的にデザインする。</p> <p>2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。また、屋根のデザインに特に配慮する。</p> <p>集会所</p> <p>1. 外部に独立して設ける場合は、シンボリックで親しみあふれるデザインとする。</p> <p>ごみ置場</p> <p>1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。また、道路に面する場合は、床仕上げにも配慮する。</p> <p>2. 緑化など修景を行う。</p>	

行為の制限		
付 属 設 備	変電所等の供給施設	1. 周囲の緑化を図る。
	高架水槽・クーリングタワー等	1. 屋上に露出してはならない。 2. 建築物の一部として建築物と一体的にデザインする。
	受水槽・ポンプ室・電気機械室	1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。
	電線等	1. 敷地内の電線や電話線等は、地下埋設とする。
	アンテナ	1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、道路や公園等の公共空間及び福岡タワーから見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する場合は、共聴のパラボラアンテナ等を設置することができる。
	屋外照明	1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、夜間景観を演出する。
屋 外 空 間	敷地内緑道・広場等	1. 地区内の歩行者動線ネットワークに配慮し、敷地内に緑道を確保する。 2. 緑道の沿道や、住棟と住棟の間にまとまったスペースを持つ広場や緑地を確保し、舗装パターン・樹木・水・オブジェ等による演出を行う。
	敷地境界空間	1. 外壁の後退により道路や隣接地に沿って生まれた空間には、広場、緑地、緑道等を確保する。特に、荒津豊浜線・地行百道線・西新通線沿道では、歩道と一体性のある公開的な空地や開放的な植栽帯等とする。 2. 主要な交差点角地を広場として開放し、シンボルツリー等の配置に努める。
	垣・柵	1. 歩道と一体性のある公開的な空地を除き、敷地の周囲には、植栽を行う。 2. 植栽の奥に塀を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、道路との敷地境界線から1m以上後退させる。
	土留め・擁壁	1. 歩行者空間の広がり確保するよう高さは、前面道路から2m以下とする 2. 側面の仕上げは、自然石やタイル等耐久性のあるものとする。 3. 前面道路からの高さが1.5mを超えるものについては、壁面緑化等を行う。
	緑化	1. 広場、緑地、緑道、敷地の周囲等には、季節感を演出する樹木や生垣により緑化を図る。 2. 植栽した樹木・生垣の維持・育成を図る。
	駐車場	1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、本建築物と同じようにデザインに配慮する。 3. 緑化など修景を行う。 4. オープン形式の場合は、緑化による修景のほか、舗装の材質に特に配慮し、オープンスペースの一部としてデザインする。
	その他	1. 自動販売機は、通りに直接面して設置してはならない。やむを得ない理由により屋外に設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

行為の制限		
屋外 広告物	提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な最小限の掲出とし、質の高い広告物の設置に努める。 沿道の利便施設等については、広告物が生活空間の落ち着きを損なわないよう低層部を中心に小型で質の高い広告物の設置に努めるとともに、住宅地区内の主要道路に面した商業空間として住宅地区内における利便性の向上に配慮する。
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 自家用広告物に限る。 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 点滅する広告物は、設置してはならない。 道路占用する広告物は、設置してはならない。 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 設置してはならない。
	壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 壁面1面につき総量5㎡以内とし、壁面面積の1/10以下とする。 沿道の利便施設等に設置されるものについては、地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内、かつ、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下とする。 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 窓面広告は、設置してはならない。
	地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 地上から広告物の上端までの高さは、3m以下（沿道の利便施設等に設置されるものについては、6m以下）とする。 表示面積は、1面につき1㎡以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2㎡以内）とする。円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき1㎡以内（沿道の利便施設等に設置されるものについては、2㎡以内）とする。 表示面積の総量は、1敷地につき20㎡以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 各広告物の間隔は、5m以上とする。

■商業・業務・レクリエーション地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	用途	1. 建築物の低層部は、可能な限り店舗、ショールーム等の活気と賑わいのある用途とする。
		壁面の位置の制限	1. 快適な歩行者空間やゆとりある都市環境を創出するため、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路との敷地境界線あるいは隣接地との敷地境界線までの距離を次のように確保する。 ①荒津豊浜線、地行百道線、西新通線及び百道1号緑道に沿った部分は、5m以上 ②その他の道路、百道2号緑道に沿った部分は、3m以上 ③敷地相互や公園等の隣接地との敷地境界線からは、2m以上
		形態・意匠	1. 建築物の配置やデザインにあたっては、福岡タワーや博多湾からの眺望に配慮する。 2. 建築物の配置、形態、高さ、連続する壁面及びスカイラインの構成を変化に富んだものとするなど魅力あるまちなみ形成に配慮する。また、アイストップとなる街角建築物やランドマークとなる塔状建築物については、特にデザインに配慮する。 3. 大規模な建築物については、水平方向や垂直方向での建築物の量感を調整するなど圧迫感のない変化に富んだまちなみ形成に配慮する。 4. 集合住宅等の配置にあたっては、圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 5. 勾配屋根とするなど福岡タワーからの眺望及びスカイラインの形成に配慮する。 6. バルコニーや開口部の構成等は、変化に富んだものとする。 7. 道路や公園等の公共空間から各戸の洗濯物や空調の室外機等が見えにくいようバルコニーの手摺の形態や物干し金物、室外機等の取付位置等に配慮する。 8. エレベーターシャフト、屋外階段は、建築物の一部として、建築物と一体的にデザインする。 9. 開放的な歩行者空間を創出するため、道路や公開通路等に沿った施設低層部の壁面は、窓、ショーウィンドー、透視性シャッター等とする。
		色彩	1. 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度 6.0 以下の落ち着いたものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の 10%以内であるものについては、この限りでない。
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 建築物の内部に設けるなど建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。また、屋根のデザインに特に配慮する。
ごみ置場		1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。また、道路に面する場合は、床仕上げにも配慮する。 2. 緑化など修景を行う。	
変電所等の供給施設		1. 周囲の緑化を図る。	

行為の制限		
付属設備	高架水槽・クーリングタワー等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋上に露出してはならない。 2. 建築物の一部として建築物と一体的にデザインする。
	受水槽・ポンプ室・電気機械室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。
	電線等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内の電線や電話線等は、地下埋設とする。
	アンテナ	<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、道路や公園等の公共空間及び福岡タワーから見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する場合は、共聴のアンテナを設置することができる。
	屋外照明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、夜間景観を演出する。
屋外空間	敷地内緑道・広場等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内の歩行者動線ネットワークに配慮し、敷地内に通り抜け自由な緑道や公開通路を確保する。 2. 建物の前面や、建物と建物の間にまとまったスペースを持つ開放的な広場や緑地を確保し、舗装パターン・樹木・水・オブジェ等による演出を行う。また、イベントにも対応できる多目的広場としての演出も考慮する。
	敷地境界空間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁の後退により道路や隣接地に沿って生まれた空間には、広場、緑地、緑道等を確保する。特に、荒津豊浜線・地行百道線・西新通線・百道1号緑道沿道では、歩道と一体性のある公開的な空地や開放的な植栽帯等とする。 2. 主要な交差点角地を広場として開放し、シンボルツリー等の配置に努める。
	垣・柵	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の周囲には、垣・柵を設けない。やむを得ない理由により駐車場やサービスヤード等を囲む場合は、植栽とする。 2. 植栽の奥に塀を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、道路との敷地境界線から1m以上後退させる。
	土留め・擁壁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩行者空間の広がり確保するよう高さは、前面道路から1m以下とする。 2. 側面の仕上げは、自然石やタイル等耐久性のあるものとする。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広場、緑地、緑道等には、季節感を演出する樹木や生垣により緑化を図る。 2. 植栽した樹木・生垣の維持・育成を図る。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、本建築物と同じようにデザインに配慮する。 3. 緑化など修景を行う。 4. オープン形式の場合は、緑化による修景のほか、舗装の材質に特に配慮し、オープンスペースの一部としてデザインする。

行為の制限		
	その他	1. 自動販売機は、通りに直接面して設置してはならない。やむを得ない理由により屋外に設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外 広告物	提出基準の目標	(商業・業務地区) 1. 中高層部は、建築物のデザインの表現を阻害しないよう建築物の名称等に制限するが、低層部は積極的に賑わいの演出に努め、洗練された遠景と活気のある近景を両立させる。 (レクリエーション地区) 2. 周辺の住宅地等への影響を考慮した質の高い広告物の設置に努めるとともに、広い敷地内での施設利用者に対する楽しさの演出に配慮する。
	共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路占用する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
	屋上設置広告物	1. 設置してはならない。
	壁面設置広告物	(商業・業務地区) 1. 地上高 6m を超える範囲では、壁面 1 面につき総量 20 m ² 以内とし、地上高 6m 以下の範囲では、壁面 1 面につき地上高 6m 以下の部分の壁面面積の 1/10 以下とする。 (レクリエーション地区) 2. 地上高 6m を超える範囲では、壁面 1 面につき総量 50 m ² 以内とし、地上高 6m 以下の範囲では、壁面 1 面につき地上高 6m 以下の部分の壁面面積の 1/10 以下とし、取付単位は 50 m ² 以内とする。 (共通) 3. 壁面からの突き出し幅は、30cm 以内とする。 4. 窓面広告は、設置してはならない。
	地上設置広告物	1. 地上から広告物の上端までの高さは、6m 以下とする。 2. 表示面積は、1 面につき 4 m ² 以内とする。円柱の場合は、最大円周の 1/3 に高さを乗じて得られる面積を 1 面とみなし、その 1 面につき 4 m ² 以内とする。
	突出広告物	1. 取付位置は、地上高 2.5m 以上、6m 以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、1m 以内とする。 3. 各広告物の間隔は、5m 以上とする。

■文化・公益施設地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	用途	1. 建築物の低層部は、可能な限り店舗、ショールーム等の活気と賑わいのある用途とする。
		壁面の位置の制限	1. 快適な歩行者空間やゆとりある都市環境を創出するため、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路との敷地境界線あるいは隣接地との敷地境界線までの距離を次のように確保する。 ①荒津豊浜線、地行百道線、西新通線及び百道1号緑道に沿った部分は、5m以上 ②その他の道路、百道2号緑道に沿った部分は、3m以上 ③敷地相互や公園等の隣接地との敷地境界線からは、2m以上
		形態・意匠	1. 建築物の配置やデザインにあたっては、福岡タワーや博多湾からの眺望に配慮する。 2. 建築物の配置、形態、高さ、連続する壁面及びスカイラインの構成を変化に富んだものとするなど魅力あるまちなみ形成に配慮する。また、アイストップとなる街角建築物やランドマークとなる塔状建築物については、特にデザインに配慮する。 3. 大規模な建築物については、水平方向や垂直方向での建築物の量感を調整するなど圧迫感のない変化に富んだまちなみ形成に配慮する。 4. 集合住宅等の配置にあたっては、圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 5. 勾配屋根とするなど福岡タワーからの眺望及びスカイラインの形成に配慮する。 6. バルコニーや開口部の構成等は、変化に富んだものとする。 7. 道路や公園等の公共空間から各戸の洗濯物や空調の室外機等が見えにくいようバルコニーの手摺の形態や物干し金物、室外機等の取付位置等に配慮する。 8. エレベーターシャフト、屋外階段は、建築物の一部として、建築物と一体的にデザインする。 9. 開放的な歩行者空間を創出するため、道路や公開通路等に沿った施設低層部の壁面は、窓、ショーウィンドー、透視性シャッター等とする。
		色彩	1. 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度 6.0 以下の落ち着いたものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の 10%以内であるものについては、この限りでない。
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 建築物の内部に設けるなど建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。また、屋根のデザインに特に配慮する。
		ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。また、道路に面する場合は、床仕上げにも配慮する。 2. 緑化など修景を行う。
		変電所等の供給施設	1. 周囲の緑化を図る。

行為の制限		
付属設備	高架水槽・クーリングタワー等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋上に露出してはならない。 2. 建築物の一部として建築物と一体的にデザインする。
	受水槽・ポンプ室・電気機械室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。
	電線等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内の電線や電話線等は、地下埋設とする。
	アンテナ	<ol style="list-style-type: none"> 1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、道路や公園等の公共空間及び福岡タワーから見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する場合は、共聴のアンテナを設置することができる。
	屋外照明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、夜間景観を演出する。
屋外空間	敷地内緑道・広場等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区内の歩行者動線ネットワークに配慮し、施設内容に応じて、敷地内に通り抜け自由な緑道や公開通路を確保する。 2. 建物の前面や、建物と建物の間にまとまったスペースを持つ開放的な広場や緑地を確保し、舗装パターン・樹木・水・オブジェ等による演出を行う。また、イベントにも対応できる多目的広場としての演出も考慮する。
	敷地境界空間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁の後退により道路や隣接地に沿って生まれた空間には、緑豊かな緑地や植栽帯等を確保する。特に、歩道や緑道沿いでは、それらと一体性のある公開的な空地や開放的な植栽帯等とする。 2. 主要な交差点角地を広場として開放し、シンボルツリー等の配置に努める。
	垣・柵	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩道と一体性のある公開的な空地を除き、敷地の周囲には、植栽を行う。 2. 植栽の奥に塀を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、道路との敷地境界線から1m以上後退させる。
	土留め・擁壁	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歩行者空間の広がり確保するよう高さは、前面道路から1m以下とする。 2. 側面の仕上げは、自然石やタイル等耐久性のあるものとする。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広場、緑地、緑道、敷地の周囲等には、季節感を演出する樹木や生け垣により緑化を図る。 2. 植栽した樹木・生け垣の維持・育成を図る。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、本建築物と同じようにデザインに配慮する。 3. 緑化など修景を行う。 4. オープン形式の場合は、緑化による修景のほか、舗装の材質に特に配慮し、オープンスペースの一部としてデザインする。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機は、通りに直接面して設置してはならない。やむを得ない理由により屋外に設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。

行為の制限		
屋外 広告物	提出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各施設の名称及び公共サイン的な機能をもつもの等に制限し、質の高い広告物の設置に努め、文化施設・教育施設・医療施設等を中心とした落ち着いた空間を確保する。 2. 百道浜2丁目3番の敷地については、商業・業務地区の基準を適用する。
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路占用する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置してはならない。
	壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量10㎡以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき総量20㎡以内、かつ、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 2. 百道浜2丁目3番の敷地については、商業・業務地区の基準を適用する。 3. 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 4. 窓面広告は、設置してはならない。
	地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の上端までの高さは、6m以下とする。 2. 表示面積は、1面につき2㎡以内とする。円柱の場合は、最大円周の1/3に高さを乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき2㎡以内とする。 3. 表示面積の総量は、1敷地につき20㎡以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。 4. 百道浜2丁目3番の敷地については、商業・業務地区の基準を適用する。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 3. 各広告物の間隔は、5m以上とする。

■よかトピア通り地区

行為の制限			
建築物等	建築物	形態・意匠	1. 建築物の配置やデザインにあたっては、よかトピア通りの沿道景観に十分配慮する。 2. 勾配屋根とするなど福岡タワーからの眺望及びスカイラインの形成に配慮する。 3. バルコニーや開口部の構成等は、変化に富んだものとする。 4. よかトピア通りから各戸の洗濯物や空調の室外機等が見えにくいようバルコニーの手摺の形態や物干し金物、室外機等の取付位置等に配慮する。
		色彩	1. 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度 6.0 以下の落ち着いたものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の 10%以内であるものについては、この限りでない。
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 周囲の緑化を図る。
		ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 周囲の緑化を図る。
	付属設備	高架水槽・クーリングタワー等	1. 屋上に露出しないように努める。
		受水槽・ポンプ室・電気機械室	1. 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、周囲の緑化を図る。
屋外空間	緑化	1. 敷地の空地部分や敷地の周囲等には、季節感を演出する樹木や生け垣により緑化を図る。 2. 植栽した樹木・生け垣の維持・育成を図る。	
	駐車場	1. 周囲の緑化を図る。	
	その他	1. 自動販売機は、荒津豊浜線と百道通線、西新通線及び鳥飼地行線との3箇所の交差点周辺を除き、屋外に設置してはならない。なお、それらの交差点周辺に設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。	
屋外広告物	提出基準の目標	1. 住宅地としての環境を維持し、よかトピア通りの良好な沿道景観を誘導するため、質の高い広告物の設置に努める。	
	共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路占用する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。	
	屋上設置広告物	1. 設置してはならない。	

行為の制限	
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上高 6m を超える範囲では、壁面 1 面につき総量 10 m² 以内とし、地上高 6m 以下の範囲では、壁面 1 面につき地上高 6m 以下の部分の壁面面積の 1/10 以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、30cm 以内とする。 3. 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の上端までの高さは、6m 以下とする。 2. 表示面積は、1 面につき 10 m² 以内とする。円柱の場合は、最大円周の 1/3 に高さを乗じて得られる面積を 1 面とみなし、その 1 面につき 10 m² 以内とする。 3. 表示面積の総量は、1 敷地につき 20 m² 以内とする。ただし、駐車場誘導表示等は除く。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取付位置は、地上高 2.5m 以上、6m 以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、1m 以内とする。 3. 各広告物の間隔は、5m 以上とする。

■海浜公園地区

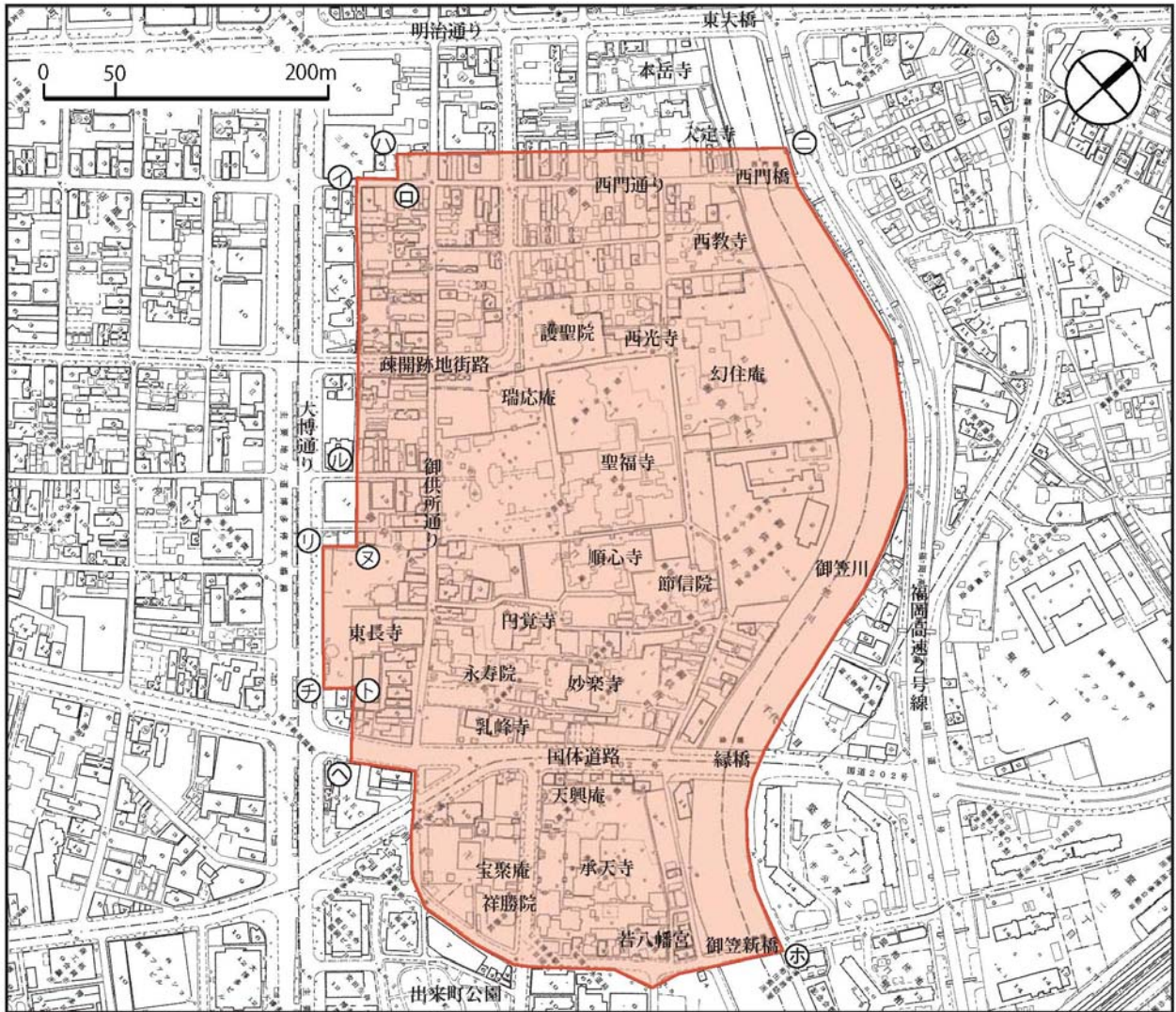
行為の制限			
建築物等	建築物	形態・意匠	1. 博多湾への眺望を阻害しないような配置や高さとする。 2. シービューウインドー、海浜デッキ、海浜テラスの設置など海浜と一体となった親水空間の形成に配慮する。 3. 海浜公園の特徴である松林・砂浜・海との調和を考慮する。 4. 勾配屋根とするなど福岡タワーからの眺望及びスカイラインの形成に配慮する。 5. 開放的な外部空間を創出するため、施設低層部の壁面は、窓、ショーウインドー、透視性シャッター等とする。
		色彩	1. 外壁の色は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、彩度 6.0 以下の落ち着いたものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使用するもので、その使用面積が各壁面の見付面積の 10%以内であるものについては、この限りでない。
	付属設備	高架水槽・クーリングタワー等	1. 屋上に露出してはならない。 2. 建築物の一部として建築物と一体的にデザインする。
		受水槽・ポンプ室・電気機械室	1. 建築物の内部に設けるなど建築物と一体的にデザインする。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。
		電線等	1. 敷地内の電線や電話線等は、地下埋設とする。
アンテナ		1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、道路や公園等の公共空間及び福岡タワーから見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する場合は、共聴のアンテナを設置することができる。	
	屋外照明	1. 海浜公園内の樹木や施設と一体となった屋外照明やライトアップにより、夜間景観を演出する。	
屋外空間	緑化	1. 海浜公園の特徴である松林の維持・育成を図る。	
	その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。	
屋外広告物	提出基準の目標	1. 海浜公園の特徴である松林・砂浜・海と調和した質の高い広告物の設置に努めるとともに、四季を通じて活気と賑わいのある海浜空間の演出に配慮する。	
	共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は、設置してはならない。 4. 点滅する広告物は、設置してはならない。 5. 道路占用する広告物は、設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。	
	屋上設置広告物	1. 設置してはならない。	

行為の制限	
壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上高 6m を超える範囲では、壁面 1 面につき総量 10 m² 以内とし、地上高 6m 以下の範囲では、壁面 1 面につき地上高 6m 以下の部分の壁面面積の 1/10 以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、30cm 以内とする。 3. 窓面広告は、設置してはならない。
地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上から広告物の上端までの高さは、6m 以下とする。 2. 表示面積は、1 面につき 4 m² 以内とする。円柱の場合は、最大円周の 1/3 に高さを乗じて得られる面積を 1 面とみなし、その 1 面につき 4 m² 以内とする。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取付位置は、地上高 2.5m 以上、6m 以下とする。 2. 壁面からの突き出し幅は、1m 以内とする。 3. 各広告物の間隔は、5m 以上とする。

2. 御供所地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針

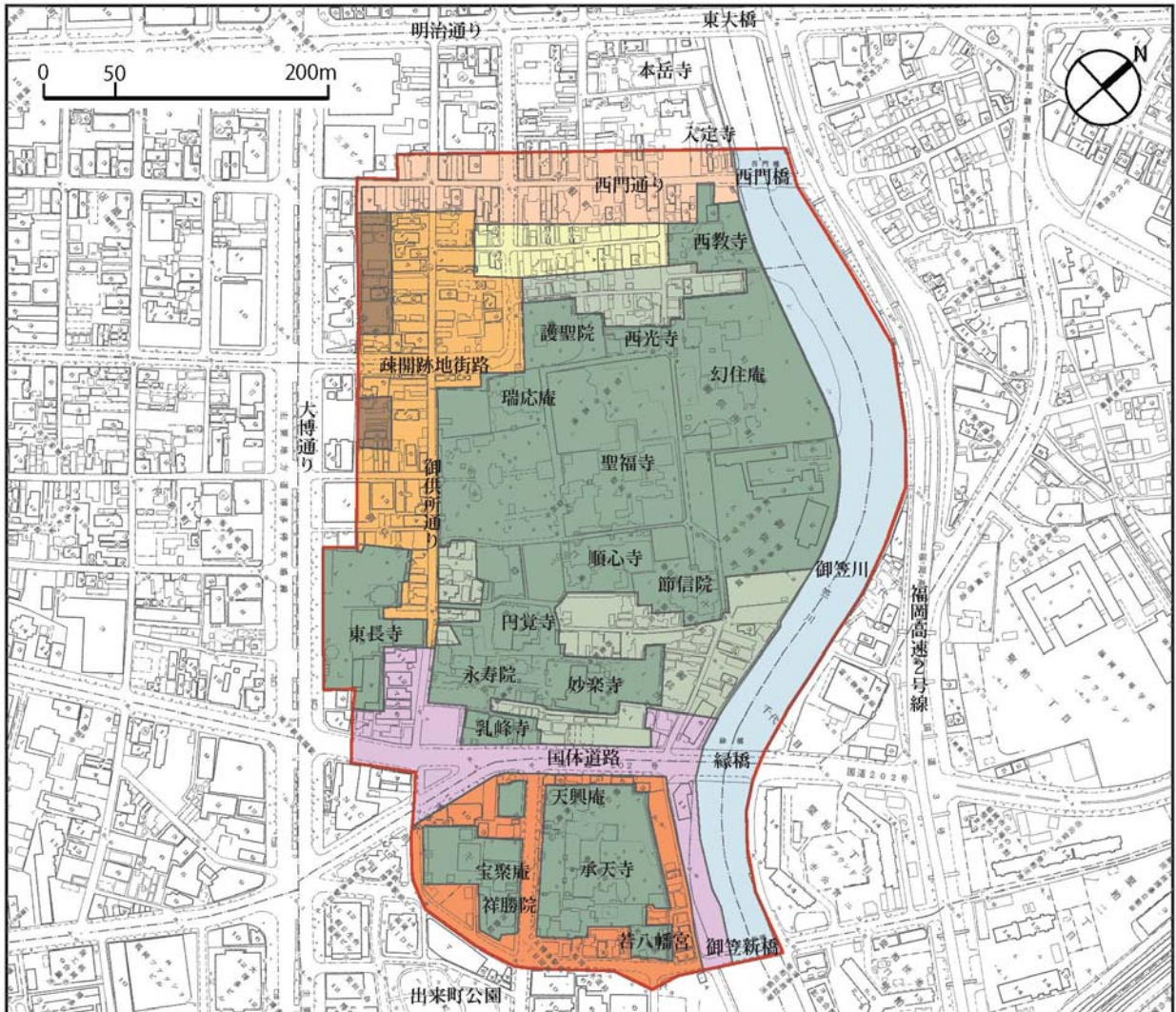
<区域図>




凡例

	都市景観形成地区
①-②、③-④、⑤-⑥、⑦-⑧	道路区域の境界線
②-①	市道上呉服町306号線の境界線から30メートル
①-③	市道上呉服町303号線、市道上呉服町307号線及び市道上呉服町309号線の境界線から25メートル
③-④	河川との境界線
④-⑤、⑥-⑦	福岡都市計画道路博多駅築港線の境界線から25メートル
⑤-⑥、⑧-⑨	東長寺の敷地境界線

<地区区分図>



凡例

- | | | | |
|---|--------|---|---------|
|  | 指定区域 |  | 御供所通り地区 |
|  | 寺社境内地区 |  | 国体道路地区 |
|  | 寺社隣接地区 |  | 桶屋町地区 |
|  | 普賢堂地区 |  | 承天寺周辺地区 |
|  | 西門通り地区 | | |

地区全体の景観形成方針

御供所地区固有の歴史・文化を活かした地域と行政の共働によるまちづくりを推進していくことを目的として、当地区全体の景観形成方針を次のとおり定める。

- ・ 聖福寺、承天寺、東長寺等の歴史的寺社群、境内の豊かな緑、地域コミュニティを育んできた路地や太閤町割り等を活かし、歴史と文化のなかに生活と祭りが息づく都心居住地区としての魅力あるまちなみの形成及び保全を図る。
- ・ 歴史環境地区にふさわしい街路、散策路、オープンスペース等の整備を進め、歴史的建造物やまちなみ等を結ぶ歴史回遊ネットワークの形成を図る。

地区区分	地区区分の景観形成方針
寺社境内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物及び境内の豊かな緑の保全を図る。 ・ 回遊性の高い開放的な境内の確保を図る。 ・ 寺社群を回遊する落ち着いた路地空間の保全を図る。
寺社隣接地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する寺社群と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。 ・ 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。 ・ 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。
普賢堂地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的なまちなみの整備を積極的に進め、博多の歴史を感じさせるまちなみの形成を図る。 ・ 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。 ・ 地域コミュニティ豊かな路地空間の保全を図る。
西門通り地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な環境を活かした個性あるまちなみの形成を図る。 ・ 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。 ・ 活気と賑わいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
御供所通り地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い山コースや聖福寺の参道・門前であるという特性を活かしたまちなみの形成を図る。 ・ 町家の知恵を現代に活かした快適な居住環境の形成を図る。 ・ 活気と賑わいのある商業環境及び回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
国体道路地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な環境を活かしたまちなみの形成を図る。 ・ 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした回遊性の高い安全で開放的な街路空間の形成を図る。
承天寺周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣接する寺社群と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。 ・ 隣接する寺社群の豊かな緑を活かした快適な居住環境の形成を図る。
桶屋町地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の歴史的環境と調和した落ち着いたまちなみの形成を図る。
御笠川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寺社群の豊かな緑及び御笠川の水辺を活かした親水性の高い河川空間の形成を図る。

■ 寺社境内地区

行為の制限			
建築物等	建築物	高さ	1. 建築物の最高部の高さは、既存の寺社境内の建築物や樹木の高さに配慮したものとする。
		形態・意匠	1. 歴史的建築物については、可能な限りその保全に努める。 2. 建築物の意匠は、伝統的な寺社建築様式を尊重する。
屋外空間	門・塀		1. 歴史的な雰囲気醸し出している門や土塀等については、可能な限りその保全に努める。 2. 道路に面して設ける門・塀及び駐車場や空地等の門・塀は、可能な限り土塀、漆喰壁、板塀等歴史的な寺社建築物と調和したものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化		1. 既存の樹木や生け垣等を保全する。 2. 境内の空地部分や境内の周囲等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場		1. 駐車場を設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	その他		1. 歩行者空間の確保や舗装整備等により回遊性の高い開放的な境内を確保する。

■ 寺社隣接地区

行為の制限				
建築物等	建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に2を乗じて得た値以下とする。
			最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として12m以下とする。
			周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
			寺社境内からの眺望への配慮	1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。	

行為の制限		
	3階以上の壁面の位置	<p>1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。</p>
	形態・意匠	<p>1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。</p> <p>2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。</p> <p>3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。</p> <p>4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。</p> <p>5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。</p> <p>6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。</p> <p>7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。</p> <p>8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。</p> <p>9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。</p> <p>10. 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。</p> <p>11. 道路に面する1階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。</p> <p>12. 道路に面する1階部分の窓には、可能な限り格子を設置し、まちなみの連続性を確保する。</p> <p>13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。</p>

行為の制限		
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	外壁の材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。
	隣接する建築物等への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさ等に十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。
屋外空間	軒下空間等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 軒下空間を確保し、緑化等による演出を行う。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
	門・塀	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。

行為の制限		
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外広告物	掲出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日常生活に必要な最小限の掲出とする。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

■普賢堂地区

行為の制限				
建築物等	建築物	高さ	各部分の 高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に 2 を乗じて得た値以下とする。
			最高部の 高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として 12m以下とする。ただし、御供所疎開跡地街路に沿った部分は 25m以下とする。
			周辺環境 への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
		壁面の位置	1階及び2 階の壁面 の位置	1. まちなみの連続性を確保するため、建築物の 1 階の壁面は、道路との敷地境界線から 1m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。
			3階以上 の壁面 の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の 3 階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。

行為の制限	
意匠・形態	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は、切妻平入り及び日本瓦葺きとし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。 11. 道路に面する1階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 道路に面する1階部分の窓には、可能な限り格子を設置し、まちなみの連続性を確保する。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。
色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は、黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。

行為の制限			
	外壁の材料	1. 外壁の材料には、漆喰壁、土壁等歴史的まちなみの雰囲気と調和したもので、年月の経過とともに味わいのあるものを用いる。	
	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。	
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
		ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
	付属設備	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
		高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
アンテナ		1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。	
屋外空間	軒下空間等	1. 軒下空間を確保し、緑化等による演出を行う。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。	
	門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、可能な限り土塀、漆喰壁、板塀等伝統的町家の雰囲気と調和したものとし、まちなみの連続性を確保する。	
	緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。	
	駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。	
	その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。	
屋外広告	掲出基準の目標	1. 日常生活に必要な最小限の掲出とする。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、伝統的町家の雰囲気と調和したものとす。	

行為の制限		
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

■西門通り地区

行為の制限				
建築物等	建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に 2 を乗じて得た値以下とする。
			最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として 25m以下とする。
			周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性及び回遊性の高い歩行者空間を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1~2m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。	
		3階以上の壁面の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。	

行為の制限			
		形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は、勾配屋根とし、その勾配は、4/10～5/10 を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として切妻平入り及び日本瓦葺きとする。 11. 道路に面する1階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 寺社群と一体となった回遊性の高い開放的な街路空間を形成するため、西門通り、御供所通り等の1階部分は、可能な限り店舗等による活気と賑わいを演出するよう努める。また、道路に面する店舗等の1階部分の壁面は、窓、ショーウィンドー等とする。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。

行為の制限		
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は、黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	外壁の材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。
	隣接する建築物等への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさ等に十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。
屋外空間	軒下空間等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 軒下空間を確保し、回遊性の高い歩行者空間の形成を図る。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
	広場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。

行為の制限		
	門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
	その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外広告物	掲出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものであるもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。
	共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

■御供所通り地区

行為の制限				
建築物等	建築物	高さ	各部分の高さ	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の各部分の高さは、原則として道路中心線からの水平距離に 2 を乗じて得た値以下とする。
			最高部の高さ	1. 建築物の最高部の高さは原則として 25m以下とする。
			周辺環境への配慮	1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。
			寺社境内からの眺望への配慮	1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。
	壁面の位置	1階及び2階の壁面の位置	1. まちなみの連続性及び回遊性の高い歩行者空間を確保するため、建築物の1階の壁面は、道路との敷地境界線から1~2m程度後退させ、軒下空間を確保できる程度にまちなみ壁面線をそろえる。また、2階の壁面の連続性を確保する。 2. 駐車スペース等を確保するため建築物の壁面を後退させる場合は、まちなみ壁面線に沿った門・塀の設置等によりまちなみの連続性を確保する。	
		3階以上の壁面の位置	1. 圧迫感のないまちなみを形成し、快適な居住環境の確保を図るため、建築物の3階以上の壁面は、道路との敷地境界線からできるだけ後退させる。	

行為の制限	
形態・意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。 2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。 3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。 4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。 5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。 6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。 7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。 8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。 9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。 10. 屋根は勾配屋根とし、その勾配は、4/10～5/10を標準とする。また、1階及び2階の屋根は、原則として日本瓦葺きとする。 11. 道路に面する1階部分には、軒庇を設け、まちなみの連続性を確保する。 12. 寺社群と一体となった回遊性の高い開放的な街路空間を形成するため、西門通り、御供所通り等の1階部分は、可能な限り店舗等による活気と賑わいを演出するよう努める。また、道路に面する店舗等の1階部分の壁面は、窓、ショーウィンドー等とする。 13. 快適な居住環境を形成するため、中庭、通り庭、格子等の確保に努める。

行為の制限		
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。 2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。 3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。 5. 屋根の色は黒色系とする。 6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。
	外壁の材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁の材料には、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた材質感のものを用いる。
	隣接する建築物等への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
付属設備	空調の室外機等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。
屋外空間	軒下空間等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 軒下空間を確保し、回遊性の高い歩行者空間の形成を図る。 2. 軒下空間等道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
	広場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。

行為の制限		
	門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
	その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外広告物	掲出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものであるもので、伝統的雰囲気の中に現代的視点を取り入れたものとする。
	共通事項	1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

■国体道路地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	高さ	<p>最高部の高さ</p> <p>1. 建築物の最高部の高さは原則として25m以下とする。</p> <p>周辺環境への配慮</p> <p>1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。</p> <p>寺社境内からの眺望への配慮</p> <p>1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど、寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。</p>
		形態・意匠	<p>1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着きのあるものとする。</p> <p>2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。</p> <p>3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。</p> <p>4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。</p> <p>5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。</p> <p>6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。</p> <p>7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど、景観上の配慮を行う。</p> <p>8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。</p> <p>9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。</p> <p>10. 屋根は原則として勾配屋根とする。</p>
		色彩	<p>1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。</p> <p>2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。</p> <p>3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p> <p>4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。</p> <p>5. 屋根の色は黒色系とする。</p> <p>6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。</p>

行為の制限		
付属施設	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。
屋外空間	軒下空間等	1. 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
	広場	1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。
	門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
	その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外広告物	掲出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

■承天寺周辺地区

行為の制限			
建築物等	建築物	高さ	<p>最高部の高さ</p> <p>1. 建築物の最高部の高さは原則として 20m以下とする。</p>
		高さ	<p>周辺環境への配慮</p> <p>1. 周辺の歴史的環境や居住環境に配慮した高さとする。</p>
		高さ	<p>寺社境内からの眺望への配慮</p> <p>1. 寺社境内の建築物や樹木の高さを考慮するなど、寺社境内からの眺望に十分配慮した高さとする。</p>
		形態・意匠	<p>1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。</p> <p>2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。</p> <p>3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。</p> <p>4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。</p> <p>5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。</p> <p>6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。</p> <p>7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど、景観上の配慮を行う。</p> <p>8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。</p> <p>9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。</p> <p>10. 屋根は原則として勾配屋根とする。</p>
		色彩	<p>1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。</p> <p>2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。</p> <p>3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p> <p>4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。</p> <p>5. 屋根の色は黒色系とする。</p> <p>6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。</p>

行為の制限		
付属施設	隣接する建築物等への配慮	1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。
	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。
	ごみ置場	1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
	空調の室外機等	1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。
屋外空間	軒下空間等	1. 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
	広場	1. 大規模な建築物については、まちなみの連続性に配慮するとともに、地域に開かれたオープンスペースを確保し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。 2. 主要な交差点の角地を広場として開放し、歴史的環境地区にふさわしい演出に努める。
	門・塀	1. 道路に面して設ける門・塀は、寺社群と調和した落ち着いたものとし、まちなみの連続性を確保する。
	緑化	1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場	1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
	その他	1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外広告物	掲出基準の目標	1. 活気と賑わいのある商業空間の演出に配慮する。 2. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。

行為の制限	
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

■桶屋町地区

行為の制限			
建築物等	建築物	高さ	<p>1. 建築物の最高部の高さは原則として 25m以下とする。</p>
		最高部の高さ	<p>1. 建築物の意匠は、寺社群と調和した落ち着いたものとする。</p> <p>2. 伝統的町家の形態を現代的視点で取り入れるなど地区の歴史的特性を活かしたものとする。</p> <p>3. 建築物のデザインにあたっては、地区全体としての調和のとれたまちなみ形成と魅力的な環境づくりに配慮する。</p> <p>4. 伝統的町家等については、地区のシンボルとして可能な限り外観の保全に努める。</p> <p>5. 角地に建つ建築物やアイストップとなる建築物については、特にデザインに配慮する。</p> <p>6. 大規模な建築物については、分節化、勾配屋根、3階以上の壁面の後退等により圧迫感のないスカイラインの形成とまちなみの連続性の確保に配慮する。</p> <p>7. 道路から見える建築物の側面も、可能な限り正面の外壁と同様のものとするなど景観上の配慮を行う。</p> <p>8. 寺社境内及び道路、オープンスペース、公共施設等の公共空間からの眺望に十分配慮する。</p> <p>9. 御笠川沿いの建築物については、御笠川及びその対岸からの眺望に配慮する。</p> <p>10. 屋根は原則として勾配屋根とする。</p>
		形態・意匠	<p>1. 外壁低層部の色は、周辺の寺社群や伝統的町家と調和した落ち着いた色彩とし、白色系、灰色系、黒色系、焦げ茶色系、木の色等自然素材の持つ温かみや深みを持ったものを基調とする。また、基調色以外の色を使用する場合は、彩度の低いものを使用する。</p> <p>2. 外壁高層部の色は、空に馴染むような圧迫感のない色彩を基調とする。</p> <p>3. 高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p> <p>4. 外壁の基調色は別表の範囲内とする。ただし、市長が都市景観形成上支障がないとみとめるものについては、この限りでない。</p> <p>5. 屋根の色は黒色系とする。</p> <p>6. 建具、樋、手摺等の色は、焦げ茶色系、黒色系等の落ち着いた色彩とする。</p>
	隣接する建築物等への配慮	<p>1. 隣接する建築物、背面の建築物等の居住環境の保全及び向上を図るため、建築物の配置、高さ、屋根の形状、窓の位置・大きさに十分配慮する。</p>	
	付属施設	駐輪場・バイク置場	<p>1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。</p> <p>2. 格子等により自転車やバイクが道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。</p>

行為の制限		
付属設備	ごみ置場	<ol style="list-style-type: none"> 1. ごみ袋が外部から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。 2. 格子や緑化等による修景を行う。
	空調の室外機等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 空調の室外機等については、中庭等道路から直接見えにくい位置に設置する。やむを得ない理由により道路に面して設置する場合は、格子状の囲い等により景観上の配慮をする。
	高架水槽・受水槽等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高架水槽や受水槽等を設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置や囲いの形態等に配慮する。
	アンテナ	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンテナを設置する場合は、道路や寺社境内等から直接見えにくいよう位置等に配慮する。
屋外空間	軒下空間等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路に面する敷地の舗装については、地区全体で調和が図れるよう材質、色彩等に配慮する。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の周囲、軒下空間、中庭等は、季節感を演出する樹木や生け垣等により緑化を図る。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の内部に設ける場合は、格子等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 2. 建築物の外部に設ける場合は、門・塀・生け垣等により車が道路から直接見えにくいよう配慮し、まちなみの連続性を確保する。 3. 道路から見える駐車場の舗装の材質、色彩等に配慮する。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機を設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
屋外広告物	掲出基準の目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告物の意匠、形態、材料、色彩等は、周辺の歴史的環境と調和した落ち着きのあるものとする。
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告物は、原則として自家用広告物とする。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. 地区全体で調和が図れるよう材料、色彩等に配慮する。 4. 屋上広告物は、原則として設置してはならない。 5. 点滅する広告物は、設置してはならない。 6. 道路を占用する広告物は、設置してはならない。 7. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 8. 3階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り低層部に集約して設置する。

ただし、現に存する建築物が最後部の高さの基準を超える場合で、当該建築物の高さを上回らない高さの建築物として同一敷地内において新築、増築、改築、または移転をする場合は、最高部の高さの基準は適用しない。

別表

低層部	色相	10R 以上～2.5Y 未満	2.5R 以上～10R 未満 2.5Y 以上～2.5GY 未満	その他	無彩色
	彩度	4 以下	2 以下	1 以下	—
	明度	2 以上 8.5 以下		2 以上 5 以下	2 以上 8.5 以下

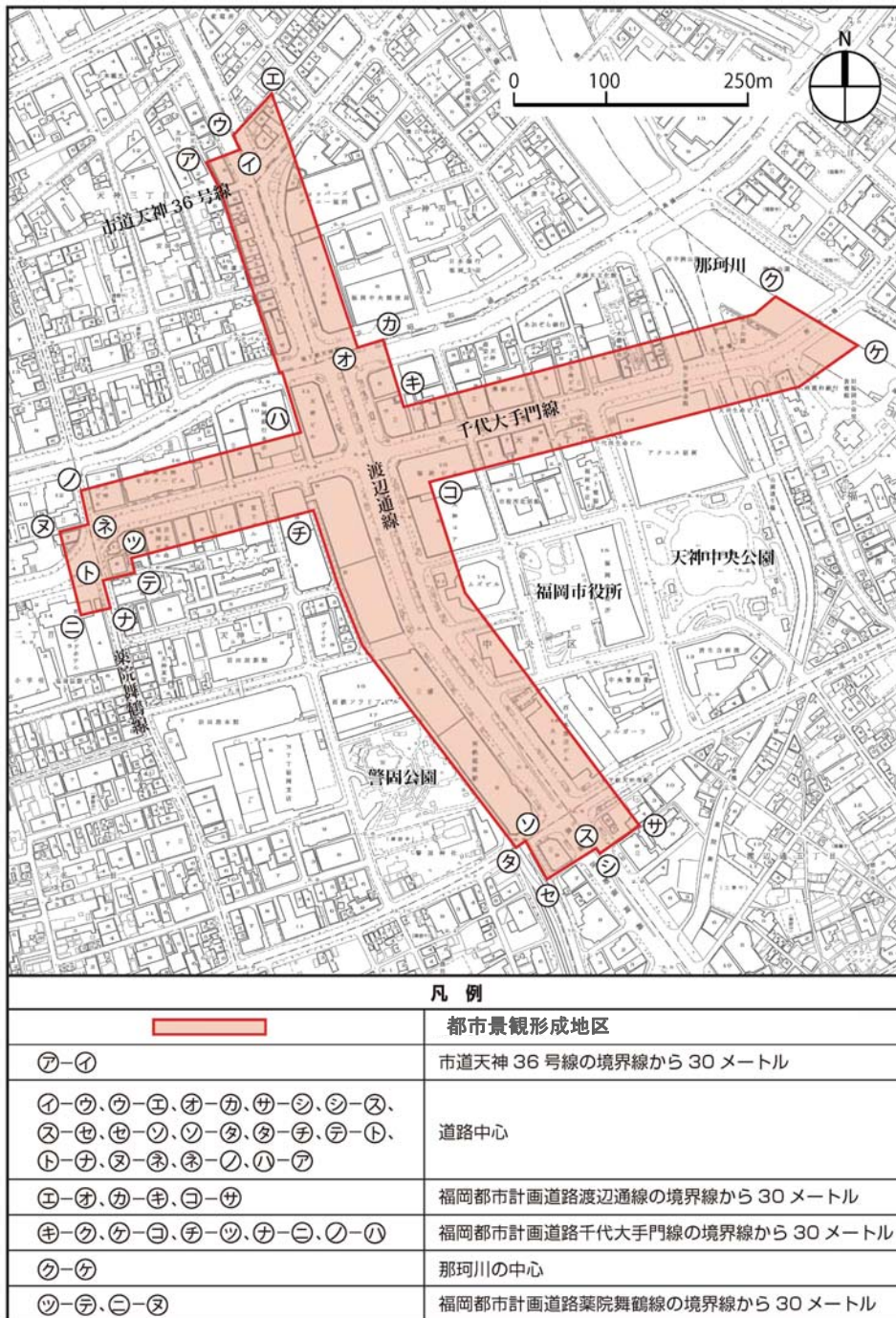
高層部	色相	10R 以上～2.5Y 未満	その他	無彩色
	彩度	4 以下	2 以下	—
	明度	4 以上 8.5 以下		

マンセル値による色相、明度、色彩のとおりとする。

低層部とは、地上 10m 以下かつ 3 階以下とする。

3. 天神（明治通り・渡辺通り）地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針



景観形成方針

都心にふさわしい、時代の変化に耐えうる質の高い都市空間の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定める。

- ・ 美しさ、風格、賑わいの感じられる開かれた空間の形成を図る。
- ・ 緑やオープンスペースのネットワークを構築することにより、快適で回遊性の高い豊かな歩行者空間の形成を図る。
- ・ 多様な人の交流に対応し、ぬくもりが感じられ、安全で魅力あるアメニティ空間の創出を図る。

(2) 行為の制限

行為の制限	
建築物等	1. 周辺の景観との調和を図る。 2. 建築物の低層部（1階及び2階）は、可能な限り不特定多数の人が利用できる用途とする。 3. 付属設備は、通りや向かいのビルから直接見えにくいよう位置や囲いの形態等について景観上の配慮をする。 4. 自動販売機は、明治通り、渡辺通りに直接面して設置しない。
屋外広告物	共通事項 1. 周辺の景観との調和を図る。 2. 明治通り、渡辺通りに直接面する広告物については、次のとおりとする。 (1) 表示面積は、懸垂幕及びその他の壁面設置広告物並びに突出広告物ごとに別に定める算出方法に従い、壁面1面につき合計250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。 (2) 広告物は、自家用広告物に限る。 (3) 道路の上空にかかる広告物は、設置しない。 (4) 窓面広告物は、掲出ししない。
	低層部 (1階、2階部分) 1. 質の高い洗練された広告物の設置に努め、歩行者空間の賑わいを演出する。
	中高層部 (3階以上の部分) 1. 屋上広告物は、設置しない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。 2. 点滅する広告物は、原則として設置しない。

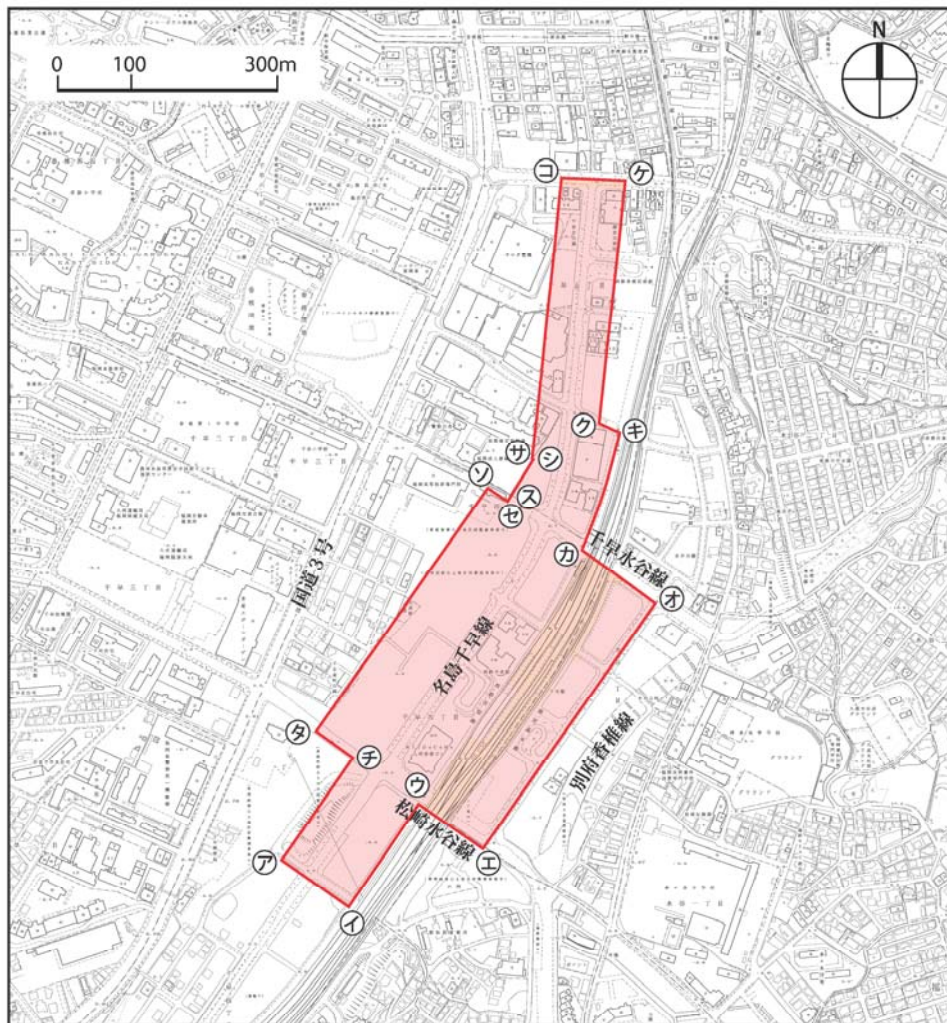
天神（明治通・渡辺通）地区都市景観形成地区における広告物掲出面積算定方法

1 適用の対象 ・本算定方法は、天神（明治通り、渡辺通り）地区都市景観形成地区のうち、明治通り及び渡辺通りに面して設置される広告物に適用する。			
2 掲出面積の算定方法 ・壁面広告物、懸垂幕及び突出広告物の掲出面積は、実面積に下記の係数を乗じて算出する。			
種別	(a) 面積	(b) 係数	算出面積
(1)壁面広告物	縦×横 (掲出枠)	$\sqrt{\text{高さ}/10}$ ※1 高さ:地上より広告物の中心までの距離	{(a)×(b)}の合計
(2)懸垂幕	縦×横 (ガイドレール)	0.5×箇所数 ※2 箇所数:集約された複数幕は1とみなす。	{(a)の合計}×(b)
(3)突出看板	縦×横	$\sqrt{\text{高さ}/10}$ ※3 高さ:地上より看板の上端までの距離	{(a)×(b)}の合計
・地上独立広告物など他の看板は、実面積とする。 ・広告物の水平断面が円形である場合は、最大円周の1/3に広告物の高さを乗じて得られる面積を一面とみなす。なお、広告物の水平断面が円形の一部である場合は、一部を構成すると考えられる最大円周の1/3または実延長のうち、小さい方の値に広告物の高さを乗じて得られる面積を一面とみなす。			

4. 香椎副都心(千早)地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針

<区域図>



凡例	
	都市景観形成地区
ア-イ、イ-ロ、ロ-ハ、ハ-ニ、ニ-ホ、ホ-ヘ、ヘ-セ、セ-ソ、ソ-タ、タ-チ、チ-リ、リ-ニ、ニ-ホ、ホ-ヘ、ヘ-セ、セ-ソ、ソ-タ、タ-チ	道路中心
ク-ケ、ケ-コ、コ-サ、サ-ア	福岡都市計画道路名島千早線道路境界線から30メートル
シ-ス	香椎副都心土地区画整理事業施行区域 63-1 街区及び 62-2 街区間の街区境界線
ズ-セ	道路中心線に対し香椎副都心土地区画整理事業施行区域 63-1 街区及び 62-2 街区間の街区境界点から引いた垂線

景観形成方針

緑にあふれ、人が賑わい、暮らし楽しむまち「香椎副都心」を目指し、当地区の景観形成方針を以下のとおり定める。

- ・公園や広場が隣接し、花や緑に四季を感じるまち
- ・人にやさしく安全で快適に歩けるまち
- ・多様な表情・活気にあふれたまち
- ・通りのまとまりが感じられるまち

(2) 行為の制限

		行為の制限	
建築物等	建築物	用途	1. 建築物の1階及び2階部分の用途は、可能な限り店舗、サービス施設、ショールーム等活気と賑わいのある用途とする。
		形態・意匠	1. 壁面のデザインについては、開口部やバルコニー等に工夫を凝らし、変化のある表情となるように努める。 2. 間口の広い建築物は、分節化するなど単調な表情とならないようにデザインに配慮する。 3. 幹線道路（※注）に面する部分には建物入口やショーウィンドウ等を設け、通りに顔を向けた建築デザイン等に配慮する。 4. 外部から各戸の洗濯物、空調室外機等が見えにくいよう、バルコニーの形態や物干し金物、室外機等の設置位置に配慮する。 5. 屋外階段は、建築物と一体化したデザインとするなどの工夫に努める。 6. 街区の角に立地する建築物については、特にデザインに配慮するとともに前面の歩道と一体となった街角広場の形成等に努める。
		色彩	1. 低層部（3階以下の階）の外壁は、個性ある色彩とするほか、日除けテント、バナー、庇等にアクセントカラーを用いるなど、通りの賑わいづくりに配慮する。 2. 中高層部の外壁の色彩は、彩度6.0以下とし、副都心としての風格のあるまちなみづくりに配慮する。
	付属施設	駐輪場	1. 建物の居住者及び就業者用の駐輪場は、原則として幹線道路（※注）沿いには設けないこととする。 2. 来客者用の駐輪場は、原則として幹線道路（※注）から分かり易い位置に設置する。 3. 駐輪場の計画にあたっては、修景緑化などデザインの工夫に努める。
		ごみ置場	1. ごみ置場は、外部から直接ごみ袋などが見えないよう、位置や囲いの形態に配慮する。
	付属設備	受水槽、空調設備、電気機械設備等	1. 受水層や空調設備等の屋外設備や機器類は、外部から見えないよう建築物との一体的なデザインに配慮するほか、修景緑化等デザインの工夫に努める。
		電線など	1. 敷地内の電線、電話線等は、原則として地下埋設とする。
		屋外照明	1. 夕暮れ時から夜間にかけてのまちの賑わいづくりに配慮した照明計画に努める。 2. 照明機器の選定にあたっては、温かみあるいは冷たさなどの色温度や明るさ等に配慮し、賑わいのある夜間景観の演出に努める。 3. 街区の角に立地する建物については、建物や樹木のライトアップを行うなど、夜間景観の演出に努める

行為の制限		
屋外空間	敷地内広場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区計画で指定されている壁面後退部分以外にも、幹線道路（※注）沿いに開放性のある広場等の確保につとめ、植栽や修景施設を設置するなど、通りの賑わいづくりに配慮する。 2. 隣地との協力により、通り抜け可能な通路や、まとまったスペースを持つ開放性のある広場の確保等に努める。
	敷地境界空間	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区計画で指定されている壁面後退部分は、可能な限り歩道との段差を設けないよう配慮し、歩道と一体性のある公開的な空地や開放性のある植栽帯などとする。 2. 壁面後退部分の仕上げ材は、歩道の舗装材との調和のほか、平坦で滑りにくく、水はけのよい材料を使用するなど、歩行者の歩きやすさにも十分配慮したものを選定する。 3. 雨水ます、汚水ます、その他設備の点検口等や、側溝等を壁面後退部分に設ける場合、壁面後退部分の床仕上げと同等の化粧蓋等にするなど景観に配慮する。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地内については、可能な限り緑化に努め、屋上・壁面緑化などによる多様な緑の演出に努める。特に公共施設については、緑豊かで地域の個性づくりにつながる空間形成に努める。 2. 植栽については、季節感が感じられるとともに通りの賑わいが創出できるような樹種の選定、配置に努める。 3. 間口の広い敷地では、連続的に植栽帯や樹木を配置し、混植などにより沿道景観の変化を創るなど、通りの賑わいづくりに配慮する。 4. フラワーポットやハンギングバスケット等を用い、通りの演出に努める。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 立体駐車場を設ける場合は、本体の建築物との調和などデザインに配慮する。 2. オープン形式の駐車場は、原則として幹線道路沿いには設けないこととする。やむを得ず設ける際は、路面仕上げの工夫や緑化等の修景に努める。 3. 車両の乗り入れは、原則として、幹線道路以外の道路からとする。ただし敷地が幹線道路とのみ接する場合などにおいてはこの限りではない。 4. やむを得ず幹線道路沿いに乗り入れ口を設ける場合は、各敷地1カ所を原則とし、かつ、隣地との共同化に努める。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機を設置する場合は、通りの景観に配慮し、設置方法の工夫に努める。

行為の制限		
屋外 広告物	共通基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線道路（※注）沿道のまとまりのあるまちなみ形成と賑わいづくりに配慮する。 2. 広告物は、自家用広告物に限る。 3. 点滅する広告物は原則として設置しない。 4. 表示面積は、懸垂幕その他の壁面設置広告物及び突出広告物の合計が、壁面1面につき250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。 5. 各店舗の看板類などについては、店舗のイメージにあわせるなど、そのデザイン、素材、色彩等を十分検討し、通りの賑わいづくりに配慮する。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋上設置広告物は設置しない。
	壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 壁面設置広告物は、4階以上の階へは設置しない。やむを得ず設置する場合は、建物と一体的にデザインされた施設名称などに限る。
	地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高さ3.0メートルを超える地上設置広告物については、幅を1.0メートル以下とする。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 突出広告物は道路へは突出しない。 2. 取付位置は突出広告物の下端が地上から2.5メートル以上とする。
	窓面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 窓面広告は、4階以上の階へは設置しない。 2. 3階以下の階の窓面に広告物を設置する場合は、当該窓面積の1/2以下とし、窓面全体を広告物により覆わない。
	その他の広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日除けテントやバナーフラッグ等を設置する場合は、デザインや色彩に配慮し、アクセントカラーとして彩度の高い色彩を用いるなど、通りの賑わいづくりに配慮する。

幹線道路とは、福岡都市計画道路名島千早線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路名香野駅東線（駅前広場を含む。）、福岡都市計画道路松島千早線及び福岡都市計画道路千早水谷線の4路線をいう。

5. アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針

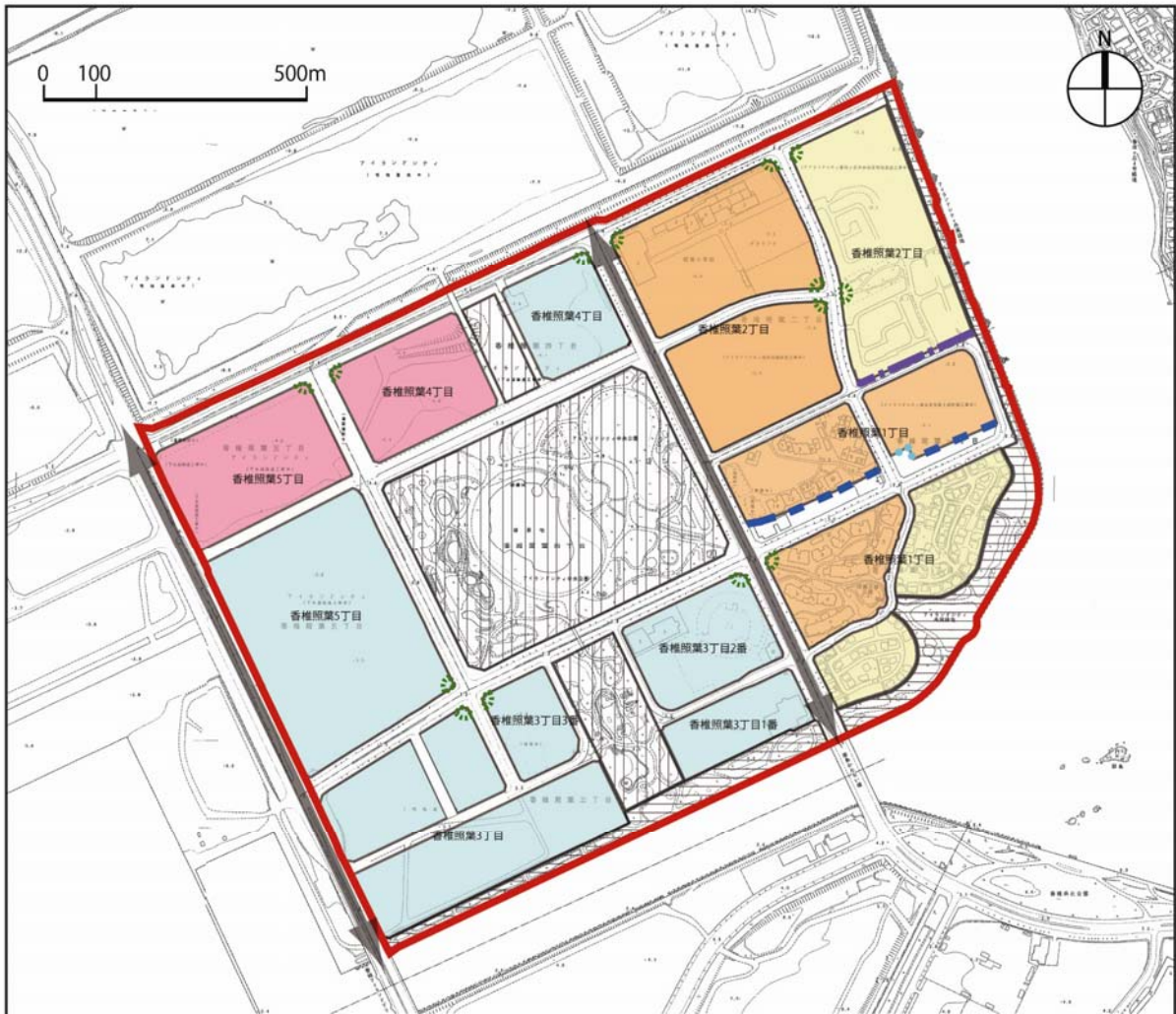
<区域図>















凡例

	都市景観形成地区区域
㉗-㉘	道路境界線
㉘-㉙	道路境界線
㉙-㉚	護岸

<地区区分図>



凡例

	指定区域		センター地区		香椎照葉4470号線からの壁面後退 (1m)
	戸建住宅地区		まちかど広場		大規模緑地
	集合住宅地区		隣地境界からの壁面後退 (3m)		緑地
	産業・複合地区		隣地境界からの壁面後退 (2m)		幹線道路

地区全体の景観形成方針

先進的な環境共生のまちづくりに向けて、市民や事業者と共働で調和と秩序を持ったまちなみを創出し、保全することを目的として、当地区の景観形成方針を次のように定める。

- ・海を身近に感じ、海を親しむ空間を形成する。
- ・緑豊かなまちを形成する。
- ・賑わいや潤いのあるまちを形成する。

地区区分	地区区分の景観形成方針
戸建住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・海や外周緑地の周辺環境と調和したゆとりと潤いのあるまちなみの形成及び保全を図る。 ・緑豊かで快適な居住環境の形成及び保全を図る。
集合住宅地区	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなオープンスペースを持つ快適な居住環境の形成及び保全を図る。 ・緑の連続性など、統一感のある沿道景観の形成及び保全を図る。
産業・複合地区	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が集い、憩いのある都市空間の形成及び保全を図る。 ・アイランドシティ中央公園などの公共空間と連続した、緑豊かなゆとりあるまちなみの形成及び保全を図る。
センター地区	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の大規模緑地と連携した、ゆとりとふれあいのある、魅力的な都市空間の形成及び保全を図る。 ・地区の中核拠点にふさわしい、賑わいと活気のあるまちなみの形成及び保全を図る。

(2) 行為の制限

■戸建住宅地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	壁面の位置の制限	<p>1. 奈多香椎浜線、香椎照葉 4413 号線、香椎照葉 4468 号線、香椎照葉 4470 号線及び香椎照葉 4472 号線の道路境界線から、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は 1.5m 以上とする。ただし、地区区分図に示す香椎照葉 4470 号線に沿った部分は 1m 以上とする。</p> <p>2. その他の道路に沿った部分は 1.5m 以上とし、公園、緑地及び隣地境界線からは 1m 以上とする。ただし、建築物または建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>①外壁または柱の中心線の長さの合計が 3m 以下のもの</p> <p>②物置などの用途で、軒高 2.3m 以下、かつ床面積の合計が 5 m²以下のもの</p> <p>③車庫またはカーポートで軒高 3m 以下、かつ車庫は敷地境界線より 60cm 以上、カーポートの柱、壁及び屋根は、道路境界線より 60cm 以上後退したもの</p>
		形態・意匠	<p>1. 意匠・形態については周辺のまちなみとの調和を図る。</p> <p>2. 香椎照葉 4468 号線沿いは、まちなみの連続性等景観に配慮する。</p> <p>3. 建築物の主たる屋根は勾配屋根とする。</p>
		色彩	<p>1. 外壁の色彩については、彩度 6.0 以下とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p> <p>2. 彩度 6.0 を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の 10%以内とする。</p> <p>3. 屋根の色彩については建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p>
		電線等	<p>1. 地中化する。</p>
	付属設備	アンテナ	<p>1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、受信困難な放送等で、やむを得ない理由により設置する場合は、景観上の配慮を行う。</p>
		屋外照明	<p>1. 門や植栽等と一体となった屋外照明により、夜間景観や安全で安心な住宅地の照明に配慮する。</p> <p>2. サーチライトは設置しない。</p>
		その他の付属設備	<p>1. 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。</p>
屋外空間	垣・柵	<p>1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては生け垣等緑化に努めるものとし、塀を設置してはならない。ただし、塀の前面に植栽帯を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。</p> <p>2. 道路、公園及び緑地沿いに柵を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、前面に植栽を施すものとする。</p>	

行為の制限		
	外構の調和	1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑地空間の確保に努める。 2. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑の連続性を確保するように努める。 3. 道路、公園及び緑地沿いに擁壁を設置する場合は、原則として自然石積擁壁とする。ただし、擁壁の前面に植栽等を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。
	緑化	1. 各戸に少なくとも1本は、高木 (H=3.0m以上)を植栽する。 2. 可能な限り緑化に努める。 3. 樹木・生け垣の維持・育成に努める。
	駐車場	1. 附属建築物として駐車場を設置する場合は、建築物と一体的にデザインする。 2. オープン形式の場合は、植栽、門等と一体的な配置・デザインを行う。 3. 立体駐車場は設置しない。 4. 幹線道路からの車両出入口は設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合は、この限りではない。
	まちかど広場	1. 地区区分図に示す交差点の角地等をまちかど広場として開放する。 2. まちかど広場には憩いと賑わいの空間の確保に努める。
	その他	1. 自動販売機は、道路及び公園等に直接面して設置しない。設置する場合は、設置位置、色彩等について景観上の配慮を行う。
屋外広告物	共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置しない。 4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置しない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるように努める。
	屋上設置広告物	1. 設置しない。
	壁面設置広告物	1. 壁面1面につき、壁面面積の1/15以下かつ5㎡以内とする。 2. 広告物は、広告板(切り文字等に限る)または、壁面利用広告物(塗装による文字等に限る)としなければならない。
	地上設置広告物	1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。 2. 表示面積は、1面につき2㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは6m以下とする。 3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、10㎡以内とする。
	突出広告物	1. 上端は、取付ける壁面の高さを超えないように設置する。 2. 壁面からの突出幅は1m以内とする。

■集合住宅地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	壁面の位置の制限	<p>1. 道路境界線から、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は3m以上とする。ただし、香椎照葉4472号線に沿った部分は2m以上とする。</p> <p>2. 公園及び緑地からは1m以上とし、隣地境界線からは地区区分図による。</p>
		形態・意匠	<p>1. 意匠・形態については周辺のまちなみとの調和を図る。</p> <p>2. 大規模緑地に面する部分には、建築物の正面を向けるなど、緑地に顔を向けた建築デザイン等に配慮する。</p> <p>3. 幹線道路及び大規模緑地、香椎照葉4410号線沿いは、まちなみの連続性等景観に配慮する。</p> <p>4. バルコニー等は、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p> <p>5. エレベーターシャフト、屋外階段は、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p> <p>6. 大規模緑地や道路に面して屋外階段は設置しない。ただし、建築物本体と一体的なデザインとなるように配慮した場合は、この限りではない。</p>
		色彩	<p>1. 外壁の色彩については、彩度6.0以下とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p> <p>2. 彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の10%以内とする。</p> <p>3. 勾配屋根の場合、色彩については建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p>
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は緑化等修景を行なう。
		ごみ置場	1. 道路及び公園等から直接ごみ袋が見えないように配慮する。
		その他の工作物	1. 建築物と調和したデザインとなるよう配慮する。
	付属設備	受水槽・電気機械室・高架水槽・クーリングタワー等	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は敷地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。
		電線等	1. 地中化する。
		アンテナ	1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、携帯電話用のアンテナや受信困難な放送等で、やむを得ない理由により設置する場合は、景観上の配慮を行う。
		屋外照明	<p>1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜間景観の演出に努める。</p> <p>2. サーチライトは設置しない。</p>
		その他の付属設備	1. 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。

行為の制限		
屋外空間	垣・柵	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては生け垣等緑化に努めるものとし、塀を設置してはならない。ただし、塀の前面に植栽帯を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。 2. 道路、公園及び緑地沿いに柵を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、植栽を施すものとする。なお、道路沿いは前面に植栽を施すものとする。
	外構の調和	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑地空間または歩道状空地の確保に努める。 2. 大規模緑地に面する場合は、緑地空間またはパブリックスペースの確保に努める。 3. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑の連続性を確保するように努める。 4. 道路、公園及び緑地沿いに擁壁を設置する場合は、原則として自然石積擁壁とする。ただし、擁壁の前面に植栽等を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化率は30%以上とする。ただし、店舗や診療所等の利便施設等の緑化率は20%以上とし、教育施設についてはこの限りではない。 2. 可能な限り屋上緑化や壁面緑化に努める。 3. 樹木・生け垣の維持・育成に努める。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は緑化等修景を行なう。 2. タワーパーキング等の場合は、敷地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。 3. 幹線道路からの車両出入口は設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合は、この限りではない。
	まちかど広場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区区分図に示す交差点の角地等をまちかど広場として開放する。 2. まちかど広場には憩いと賑わいの空間の確保に努める。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機は、道路及び公園等に直接面して設置しない。設置する場合は、設置位置、色彩等について景観上の配慮を行う。
屋外広告物	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置しない。 4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置しない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるように努める。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置しない。

行為の制限	
壁面設置広告物	<p>1. 壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ地上高6mを超える範囲では、10㎡以内とする。</p> <p>地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/15以下かつ10㎡以内とする。</p> <p>2. 広告物は、広告板（切り文字等に限る）または、壁面利用広告物（塗装による文字等に限る）としなければならない。</p>
地上設置広告物	<p>1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。</p> <p>2. 表示面積は、1面につき10㎡以内とし、地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。</p> <p>3. 1敷地あたりの表示面積の総量は、20㎡以内とする。</p>
突出広告物	<p>1. 地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、上端までの高さが10m以下とする。</p> <p>2. 壁面からの突出幅は1m以内とする。</p>

■産業・複合地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	壁面の位置の制限	1. 道路境界線から、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は3m以上とする。ただし、香椎照葉4473号線、香椎照葉4474号線、香椎照葉4475号線、香椎照葉4522号線及び香椎照葉4575号線に沿った部分は2m以上とする。 2. 大規模緑地に接する部分からは2m以上とし、緑地からは1m以上とする。
		形態・意匠	1. 意匠・形態については周辺のまちなみとの調和を図る。 2. 大規模緑地に面する部分には、建築物の正面を向けるなど、緑地に顔を向けた建築デザイン等に配慮する。 3. 幹線道路及び大規模緑地、香椎照葉4112号線沿いは、まちなみの連続性等景観に配慮する。 4. バルコニー等は建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 5. エレベーターシャフト、屋外階段は、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 6. 大規模緑地や道路に面して屋外階段は設置しない。ただし、建築物本体と一体的なデザインとなるように配慮した場合は、この限りではない。 7. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
		色彩	1. 外壁の色彩については、彩度6.0以下とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 2. 彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の10%以内とする。 上記にかかわらず、コーポレートカラーや、自然素材に彩色を施さずに使用したもので、周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。 3. 勾配屋根の場合、色彩については建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は緑化等修景を行なう。	
	ごみ置場	1. 道路及び公園等から直接ごみ袋が見えないように配慮する。	
	その他の工作物	1. 建築物と調和したデザインとなるよう配慮する。	
付属設備	受水槽・電気機械室・高架水槽・クーリングタワー等	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は敷地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。	
	電線等	1. 地中化する。	
	アンテナ	1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、携帯電話用のアンテナや受信困難な放送等で、やむを得ない理由により設置する場合は、景観上の配慮を行う。	

行為の制限		
	屋外照明	1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜間景観の演出に努める。 2. サーチライトは設置しない。
	その他の付属設備	1. 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。
屋外空間	垣・柵	1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては生け垣等緑化に努めるものとし、塀を設置してはならない。ただし、塀の前面に植栽帯を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。 2. 道路、公園及び緑地沿いに柵を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、植栽を施すものとする。なお、道路沿いは前面に植栽を施すものとする。
	外構の調和	1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑地空間または歩道状空地の確保に努める。 2. 大規模緑地に面する場合は、緑地空間またはパブリックスペースの確保に努める。 3. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑の連続性を確保するように努める。 4. 道路、公園及び緑地沿いに擁壁を設置する場合は、原則として自然石積擁壁とする。ただし、擁壁の前面に植栽等施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。
	緑化	1. 香椎照葉三丁目 1, 2 及び 3 番、香椎照葉四丁目の緑化率は 30% 以上とする。ただし、敷地面積が 1, 000 m ² 未満でかつ、全部または一部を住宅の用に供する建築物以外の建築物にあつては、20% 以上とする。 2. その他の緑化率は 20% 以上とする。 3. 可能な限り屋上緑化や壁面緑化に努める。 4. 樹木・生け垣の維持・育成に努める。 5. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
	駐車場	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は緑化等修景を行なう。 2. タワーパーキング等の場合は、敷地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。 3. 幹線道路からの車両出入口は設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合は、この限りではない。
	まちかど広場	1. 地区区分図に示す交差点の角地等をまちかど広場として開放する。 2. まちかど広場には憩いと賑わいの空間の確保に努める。
	その他	1. 自動販売機は、道路及び公園等に直接面して設置しない。設置する場合は、設置位置、色彩等について景観上の配慮を行う。

行為の制限		
屋外 広告物	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置しない。 4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置しない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるように努める。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置しない。
	壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線道路及び大規模緑地に面する場合は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ地上高6mを超える範囲では、20㎡以内とする。地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の壁面面積の1/10以下かつ30㎡以内とする。 2. その他は、壁面1面につき壁面面積の1/3以下とし、かつ地上高6mを超える範囲では、30㎡以内とする。ただし、1壁面が2,500㎡以上の場合は50㎡以内とする。 地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 3. 広告物は、広告板（切り文字等に限る）または、壁面利用広告物（塗装による文字等に限る）としなければならない。ただし、広告物の最高高さが6m以下であって、特段の事情のある場合はこの限りでない。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
	地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。 2. 表示面積は、1面につき10㎡以内、かつ地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。 3. 幹線道路及び大規模緑地に面した壁面後退の最低基準の範囲については、表示面積の総量はそれぞれ20㎡以内とする。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 幹線道路及び大規模緑地に面する場合は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、上端までの高さが10m以下とする。 2. その他は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上とし、上端の高さが建築物の高さを超えないものとする。 3. 壁面からの突出幅は1m以内とする。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。

■センター地区

		行為の制限	
建築物等	建築物	壁面の位置の制限	1. 道路境界線から、建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は3m以上とする。ただし、香椎照葉 4522 号線に沿った部分は2m以上、香椎照葉 4411 号線及び香椎照葉 4598 号線に沿った部分は1m以上とする。
		形態・意匠	1. 意匠・形態については周辺のまちなみとの調和を図る。 2. 大規模緑地に面する部分には、建築物の正面を向けるなど、緑地に顔を向けた建築デザイン等に配慮する。 3. 幹線道路及び大規模緑地、香椎照葉 4112 号線沿いは、まちなみの連続性等景観に配慮する。 4. バルコニー等は、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 5. エレベーターシャフト、屋外階段は、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 6. 大規模緑地や道路に面して屋外階段は設置しない。ただし、建築物本体と一体的なデザインとなるように配慮した場合は、この限りではない。 7. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
		色彩	1. 外壁の色彩については、彩度 6.0 以下とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 2. 彩度 6.0 を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の 10%以内とする。 上記にかかわらず、コーポレートカラーや、自然素材に彩色を施さずに使用したもので、周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。 3. 勾配屋根の場合、色彩については建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮する。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は緑化等修景を行なう。
		ごみ置場	1. 道路及び公園等から直接ごみ袋が見えないように配慮する。
		その他の工作物	1. 建築物と調和したデザインとなるよう配慮する。
	付属設備	受水槽・電気機械室・高架水槽・クーリングタワー等	1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は敷地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。
		電線等	1. 地中化する。
		アンテナ	1. テレビ、FM等のアンテナは、屋外に設置してはならない。ただし、携帯電話用のアンテナや受信困難な放送等で、やむを得ない理由により設置する場合は、景観上の配慮を行う。

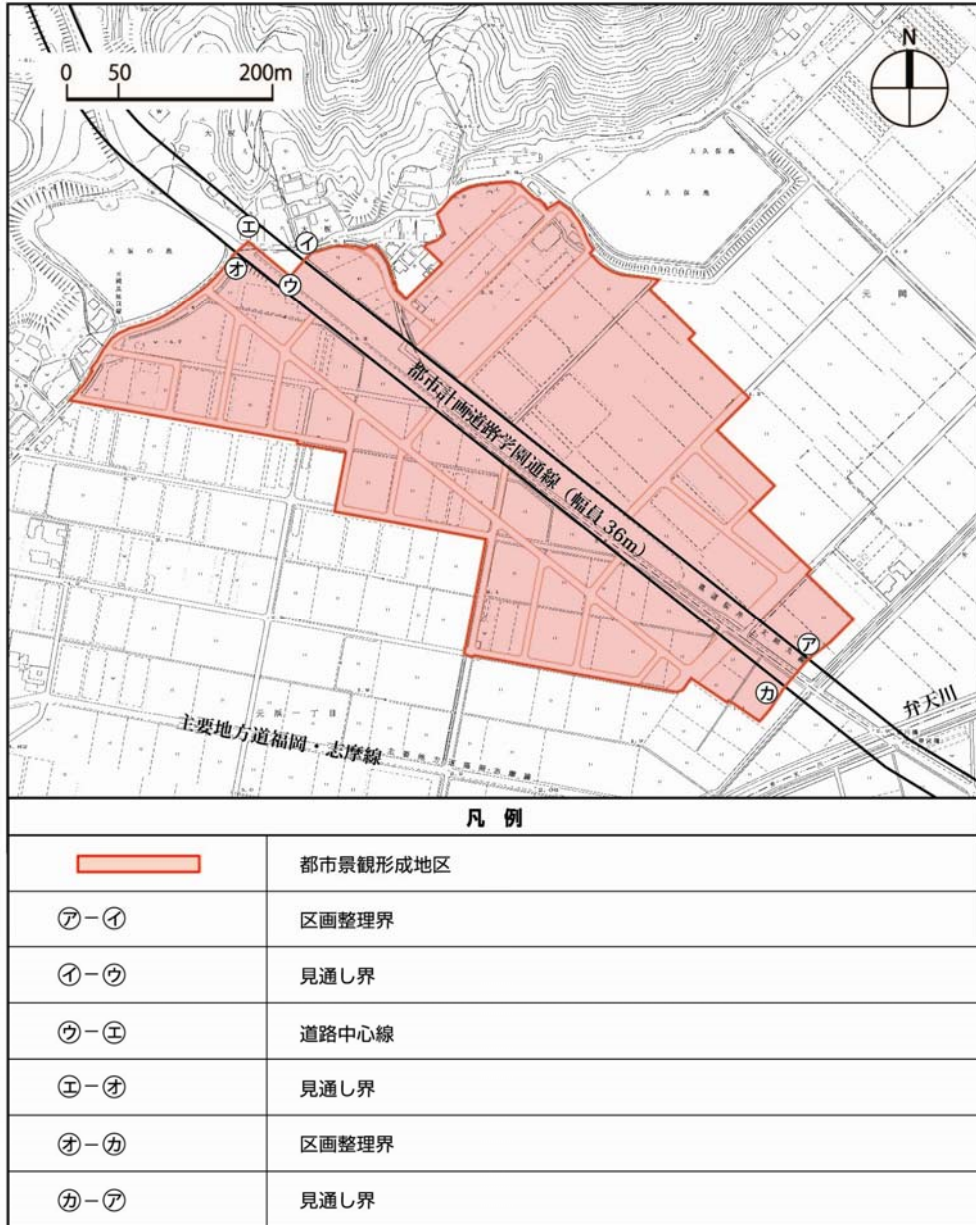
行為の制限		
	屋外照明	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、周辺と調和した夜間景観の演出に努める。 2. サーチライトは設置しない。
	その他の付属設備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。
屋外空間	垣・柵	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては生け垣等緑化に努めるものとし、塀を設置してはならない。ただし、塀の前面に植栽帯を施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。 2. 道路、公園及び緑地沿いに柵を設ける場合は、フェンス等の透視性のあるものとし、植栽を施すものとする。なお、道路沿いは前面に植栽を施すものとする。
	外構の調和	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑地空間または歩道状空地の確保に努める。 2. 大規模緑地に面する場合は、緑地空間またはパブリックスペースの確保に努める。 3. 道路、公園及び緑地沿いにおいては、緑の連続性を確保するように努める。 4. 道路、公園及び緑地沿いに擁壁を設置する場合は、原則として自然石積擁壁とする。ただし、擁壁の前面に植栽等施すなど周辺のまちなみとの調和に配慮した場合は、この限りではない。
	緑化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化率は20%以上とする。 2. 可能な限り屋上緑化や壁面緑化に努める。 3. 樹木・生け垣の維持・育成に努める。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
	駐車場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共空間から見えないように配慮する。ただし、見える場合は緑化等修景を行なう。 2. タワーパーキング等の場合は、敷地内の建築物と一体的なデザインとなるように配慮する。 3. 幹線道路からの車両出入口は設けないものとする。ただし、土地利用上やむを得ない場合は、この限りではない。
	まちかど広場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区区分図に示す交差点の角地等をまちかど広場として開放する。 2. まちかど広場には憩いと賑わいの空間の確保に努める。
	その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動販売機は、道路及び公園等に直接面して設置しない。設置する場合は、設置位置、色彩等について景観上の配慮を行う。

行為の制限		
屋外 広告物	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置しない。 4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置しない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置を揃えるように努める。
	屋上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置しない。
	壁面設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模緑地に面する場合は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ地上高6mを超える範囲では、20㎡以内とする。地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 2. その他は、壁面1面につき、壁面面積の1/3以下とし、かつ地上高6mを超える範囲では、50㎡以内とする。地上高6m以下の範囲では、地上高6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 3. 広告物は、広告板（切り文字等に限る）または、壁面利用広告物（塗装による文字等に限る）としなければならない。ただし、広告物の最高高さが6m以下であって、特段の事情のある場合はこの限りでない。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
	地上設置広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 屋外広告物の表示面は2面以下とする。 2. 表示面積は、1面につき10㎡以内、かつ地上から広告物の上端までの高さは10m以下とする。 3. 大規模緑地に面した壁面後退の最低基準の範囲については、表示面積の総量はそれぞれ20㎡以内とする。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。
	突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模緑地に面する場合は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、上端までの高さが10m以下とする。 2. その他は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上とし、上端までの高さが建築物の高さを超えないものとする。 3. 壁面からの突出幅は1m以内とする。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。

6. 元岡地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針

<区域図>



景観形成方針

緑に囲まれ、大学に隣接する主要な幹線沿いにおいて自然と研究・開発・交流機能や居住機能が融合した未来を拓き新しい街を創造する地区の景観形成方針を次のように定める。

- ・ 風格とにぎわいのある通りの形成に努める
- ・ 緑豊かな住環境の形成に努める

(2) 行為の制限

行為の制限			
建築物等	建築物	用途	1. 学園通り線沿いの建築物の1階部分は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
		形態・意匠	1. 建築物の配置にあたっては、街なみの連続性を確保するよう配慮する。 2. 建築物のデザインにあたっては、沿道景観に配慮する。 3. 間口の広い建築物は、分節化するなど単調な表情とならないようにデザインに配慮する。
		色彩	1. 外観の色彩は、別表のとおりとし、周辺の環境に調和するものとする。 2. 別表以外の色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見附面積の10%以内とする。 3. 色彩により分節化するなど単調な表情とならないようにデザインに配慮する。
	付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化などの修景を行う。また、屋根を設ける場合はデザインに配慮する。
		ごみ置場	1. ごみ置き場は、外部から直接ごみ袋がみえないよう、位置や囲いの形態に配慮する。 2. 緑化などの修景に努める。
	付属設備	受水槽・電気機械室・高架水槽・クーリングタワー	1. 受水槽や空調設備等の屋外設備や機器類は、外部から見えにくいよう建築物との一体的なデザインに配慮する。
		屋外照明	1. 学園通り線沿いは街のにぎわいづくりに配慮した照明計画に努める。
屋外空間	敷地内緑道・広場等	1. 連続したゆとりある空間の形成のためオープンスペースの確保に努める。 2. 学園通り線沿いの壁面後退部分は、可能な限り歩道との段差を設けないよう配慮し、歩道と一体性のある公開的な空地や開放性のある植栽帯などとする。 3. 壁面後退部分の仕上げ材は、歩道の舗装材との調和のほか、平坦で滑りにくく、水はけのよい材料を使用するなど、歩行者の歩きやすさにも十分配慮したものを選定する。	
	垣・柵	1. 道路に面して垣又は柵を設ける場合、その構造は、生け垣又はフェンス等の透視可能なものに植栽を施したものとする。	
	緑化	1. 敷地において、可能な限り緑化を行う。 2. 道路等の公共空間から見える部分の緑化に努める。 3. 各敷地に少なくとも1本は、高木を植栽するよう努める。	
	駐車場	1. 駐車場の出入り口は、可能な限り学園通り線には設置しない。ただし、やむを得ず設置をする場合はこの限りでない。 2. 舗装の材料やデザインに配慮する。 3. 緑化などの修景に努める。	

行為の制限		
屋外広告物	共通基準	1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠が周辺の景観に調和したものとする。 3. 点滅する広告物は設置しない。 4. 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置しない。
	屋上設置広告物	1. 設置しない。
	壁面設置広告物	1. 壁面設置広告物は、壁面1面につき壁面の1/10かつ50㎡以内とする。 2. 壁面設置広告物は、3階以上の階へは設置しない。 やむを得ず設置する場合は、デザインに配慮した施設名称に限る。 3. 窓面には、設置しない。
	地上設置広告物	1. 地上の広告塔は、地上から広告物の上端までの高さは6m以下、かつ表示面積は1面につき8㎡以内、広告塔1つあたりの表示面積の総量を20㎡以内とする。 2. 地上の広告板は、地上から広告物の上端までの高さは6m以下、かつ表示面積は1面につき8㎡以内とする。 3. 地上の広告塔及び広告板の1敷地あたりの表示面積の総量は20㎡以内とする。ただし、1敷地の面積が2,000㎡を超える場合については、40㎡とする。
	突出広告物	1. 建築物より突出する広告物は、地上から広告物の下端までの高さが 2. 5m以上、上端までの高さが6m以下とする。 3. 上端は取り付ける壁面の高さを超えないように設置する。 3. 同一壁面において複数設置する場合は、形状、面積、色彩、意匠の統一を図るものとする。

※ただし、イベント等一時的に使用する屋外広告物で1ヶ月未満のものについては、屋外広告物の基準は適用しない

別表

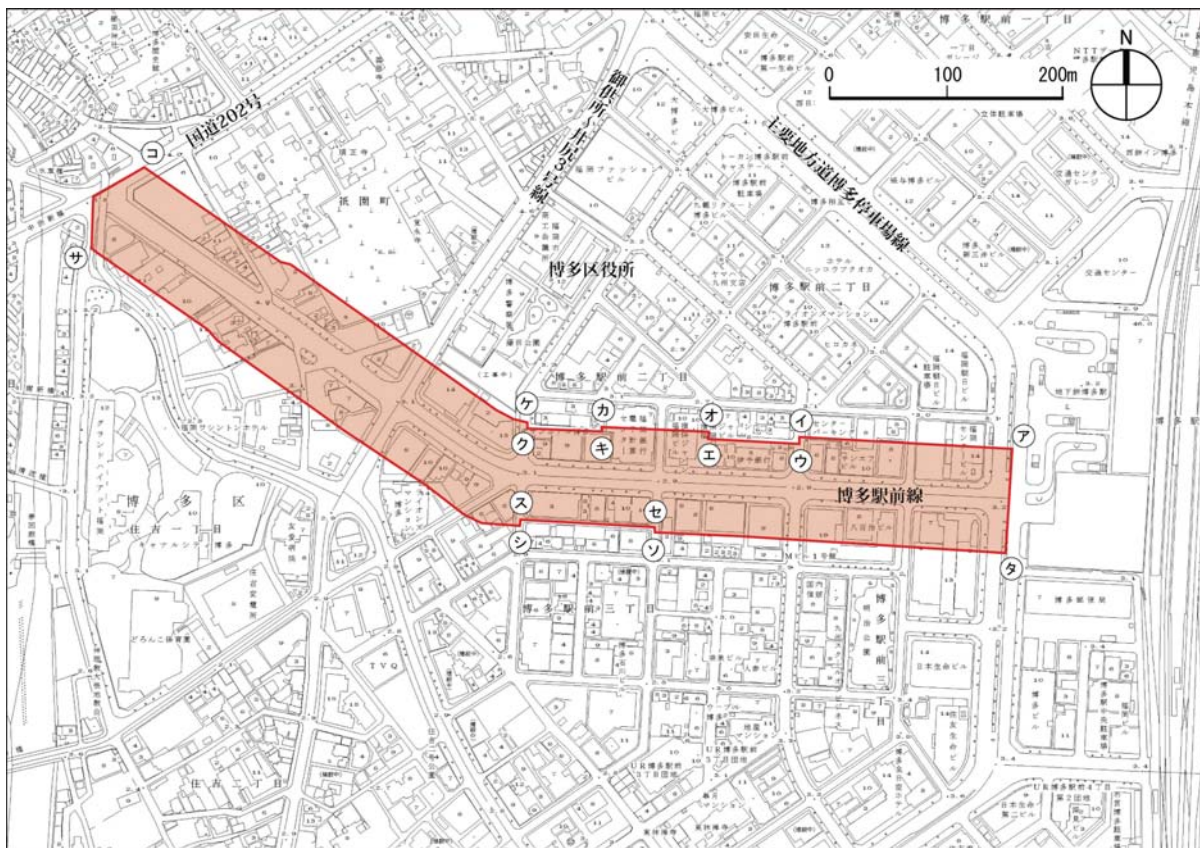
	色相		明度
	10R~2.5Y	その他	
彩度	6以下	3以下	9以下

色相、明度、彩度は、マンセル値による。
 無彩色については、明度基準を適用する。

7. はかた駅前通り地区都市景観形成地区

(1) 景観形成方針

<区域図>



凡例	
	都市景観形成地区
ア-イ、オ-カ、ケ-コ、サ-シ、ソ-タ	博多駅前線の境界線から30メートル
イ-ウ、ウ-エ、エ-オ、カ-キ、キ-ク、ク-ケ、 コ-サ、シ-ス、ス-セ、セ-ソ、タ-ア	道路中心線

景観形成方針
<p>博多駅地区と天神地区をつなぎ、博多のまちの新たなシンボルとなる魅力的な都市空間の形成を目的として、当地区の景観形成方針を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しさ、風格、賑わいの感じられる空間の形成を図る。 ・緑やオープンスペースのネットワークを創出することにより、快適で潤いのある歩行者空間の形成を図る。 ・多様な人が交流し、楽しさとぬくもりが感じられるアメニティ空間の創出を図る。

(2) 行為の制限

行為の制限			
建築物等	建築物	用途	1. 都市計画道路博多駅前線（以下「博多駅前線」という。）に面した建物の低層部（1階及び2階）は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
		壁面の位置の制限	1. 博多駅前線の道路境界線から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5mとする。ただし、やむをえない場合、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は1.5mとする。
		形態・意匠	1. 周辺のまちなみとの調和を図る。
		色彩	1. 外壁の色彩については、彩度6.0以下とする。 2. 彩度6.0を超える色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見付面積の10%以内とする。 3. 上記にかかわらず、自然素材に彩色を施さずに使用したものは、この限りではない。
	付属設備	屋外照明	1. サーチライトは設置しない。
その他の付属設備		1. 反射板を使用した回転灯は設置しない。ただし、駐車場出入口についてはこの限りでない。	
屋外空間	沿道空間・敷地内広場	1. 積極的な緑化を図る。 2. 通りに華やかさを演出するため、オープンカフェや花壇、ストリートファニチャー等の設置に配慮する。 3. 通り抜け通路の確保に配慮する。	
	駐車場	1. 駐車場出入口は、可能な限り博多駅前線に面して設置しない。	
	その他	1. 自動販売機は、博多駅前線に直接面して設置しない。	
屋外広告物	共通事項	1. 周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。 2. 広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）については、次のとおりとする。 (1) 自家用広告物に限る。 (2) ネオン管の露出、点滅する広告物（屋外ビジョンは除く）は設置しない。 (3) 蛍光塗料及びこれに類したものは使用しない。 (4) 道路の上空に係る広告物は設置しない。ただし、一般公共の用に供される駐車施設の利用に関する必要最低限のサインを設置する場合は、この限りではない。 (5) 窓面に広告物を設置する場合は、低層部（1階及び2階）に限る。	
	屋上設置広告物	1. 設置しない。ただし、掲出する広告物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。	
	壁面設置広告物・突出広告物	1. 壁面設置広告物及び突出広告物（博多駅前線に直接面しないものは除く。）の表示面積の合計は、壁面1面につき壁面面積の6分の1以下とする。	

第5章 景観資源の保全・創出に関する事項

第1節 景観重要建造物

建築物等は、地域の歴史や生活文化の一端を物語るもので、地域の個性を表現する役割も担っています。

地域に親しまれているもの、すぐれたデザインのもの、すぐれた技術のもの等は、地域景観の重要な資源であり、地域の共有財産として守り継承してだけでなく、これらを地域の景観づくりに役立てていくため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要建造物に指定することができます。

表 5-1 景観重要建造物の指定方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建築物等（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）で、下記に示す歴史的評価もしくは景観的評価が高く、かつ老朽化が著しくなく、修復が可能なもので、指定に際し著しい支障がないもの。	
①歴史的評価	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的価値のあるもの。 ・建築後50年以上経過しているもの。
②景観的評価	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な景観形成に寄与しているもの(周辺環境と一体となって歴史的な景観を形成しているもの、歴史的まちなみの連続性に寄与しているもの等)。 ・地域のランドマークや景観的なシンボル・アクセントになっているもの。 ・地域住民等に親しまれているもの。 ・心象風景としての存在感や雰囲気を持つもの。 ・地域の主要な回遊路に面しているもの。 ・アイストップ的な場所に位置しているもの。

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物については、適用しません。

第2節 景観重要樹木

長い年月をかけて育まれてきた巨木や名木は、これまで地域を見守り、生活に安らぎを与えて地域に親しまれています。このような樹木は地域にとって重要な樹木であり歴史的にも貴重な財産であるため、保全し後世に残していく必要があります。また、地域の個性を活かしたまちづくりを行ううえでのシンボルとなるため、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定方針に基づき景観重要樹木に指定することができます。

表 5-2 景観重要樹木の指定方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの
①樹形や樹高等美観が優れていること
②地域の象徴的な存在である等、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
③地域の歴史、生活文化的に価値が高いと認められること
④地域に親しまれ、愛着を持って受け入れられていること

※ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木については、適用しません。



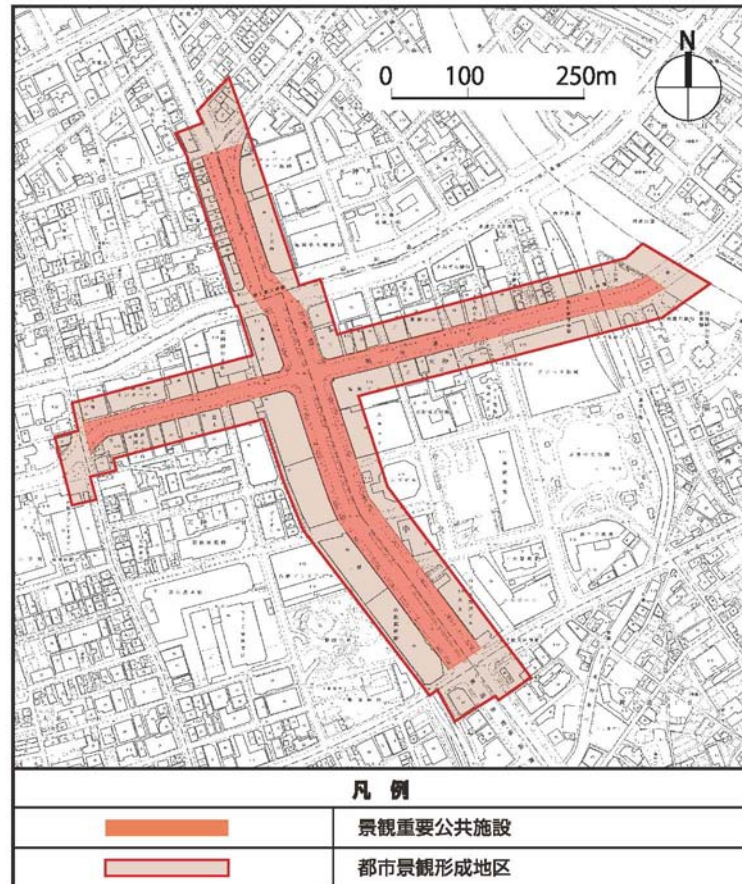
第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項

都市景観の形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園等）について、下記に定める指定方針に基づき、施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として指定し、整備に関する考え方など良好な景観の形成に関する事項を定めることとします。

表 6-1 景観重要公共施設の指定方針

区域	指定方針
都市景観形成地区	・地区内の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等）
景観計画区域 (都市景観形成地区を除く)	・市の景観形成上重要な公共施設（道路、公園、河川等） ・市の景観に広範囲にわたって影響を及ぼす公共施設（道路、公園、河川等）

1. 明治通り・渡辺通り（都市景観形成地区内）



(1) 道路の整備に関する事項

- 1) 歩道の舗装は、通り全体を通して統一感を図り、また、都心にふさわしい、時代の変化に耐える質の高い都市空間と調和する素材のものを使用する。
視覚障がい者誘導用ブロックについては、「福岡市福祉のまちづくり条例」による「施設整備マニュアル」に基づき設置する。
- 2) 柵、車止め、街灯等の工作物は、商業・業務等が集積した、周辺建物と調和する形状、色彩とする。
- 3) 街路樹は、まちなみを引きたてる配置とし、自然豊かな樹形を維持するとともに、主要な交差点や中央分離帯等に花壇等を設置するなど、賑わいのある街路空間の創出に配慮する。
- 4) サイクルポストは可能な限り設置しない。設置する場合は、歩行空間のユニバーサルデザインや、植栽、パブリックアート等による快適な街路空間づくりに配慮して設置するとともに、通りの雰囲気と調和する形状、色彩とする。
- 5) 公共サインは、質の高いものとし、設置にあたってはできる限り集約化する。
- 6) 材料は、維持管理やコストに配慮し、選定する。



第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件 の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる都市景観形成地区においては、福岡市屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。